平成24年6月甲良町議会定例会会議録

平成24年6月15日(金曜日)

◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第30号 平成24年度甲良町一般会計補正予算(第2号)

第3 発議第3号 甲良町官製談合事件の告発に対する不起訴処分につき検

察審査会への審査申立を求める意見書(案)

追加1 発議第4号 甲良町議会官製談合疑惑に関する告発書類一式の提出を

求める決議 (案)

追加2 発議第5号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)

追加3 発議第6号 建部孝夫甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)

追加4 発議第7号 藤堂一彦甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)

追加5 発議第8号 木村修甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)

追加6 発議第9号 事務局員 宝来正恵氏の議会への出向解除を要請する決

議(案)

第4 議員派遣について

第5 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員(12名)

1番	阪	東	佐智	冒男	2番	野	瀬	欣	廣
3番	西][[誠	_	4番	濱	野	圭	市
5番	丸	Щ	光	雄	6番	木	村		修
7番	藤	堂	_	彦	8番	丸	Щ	恵	_
9番	金	澤		博	10番	Щ	田	壽	_
1番	西	澤	伸	明	12番	建	部	孝	夫

◎会議に欠席した議員

1

なし

◎会議に出席した説明員

町 長	北ノ	豊	昭	教 育 長	堀	内	光	三
総務課長	大村	喬 久	和	会計管理者	Щ	本		昇
教育次長	金	田 長	和	税務課長	上	田	和	光
企画監理課長	中口	11	進	人権課長	魁	JH	喜贝	口良区

茶木 水道課長 雄 産業課長 米 田 義 正 朝 建設課長 若 林 嘉 住民課長 愛 昭 中 川 博 保健福祉課長 川嶋 総務課参事 中 川 雅 幸 泰 博

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書 記 宝来正恵

(午前10時30分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成24年6月甲良町議会定例会第3 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 木村議員および7番 藤堂議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第30号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

議案第30号 24年度補正予算案について、討論を行います。

補正予算という限定的な内容ですが、現在の甲良町と町民が直面している現状、課題などに応える補正となっておらず、反対すべきと考えます。以下、その理由を簡潔に述べます。

1つは、甲良町民の暮らしを守ってほしいとの願いに応えていないことです。とりわけ介護保険料の県下一番の引き上げ高は、実額の上ではもちろんなのですが、甲良町行政が町民に与えるダメージは想像以上です。例えば、何億円もかけた道の駅や関連道路の整備には熱心なのに、私たちのことは考えてくれないとか、水を盗んでいる人には大変甘いのにとか、また、払う義務のない者から税金を取り立ててもまともに返還をしようとしないなど、自分の問題と比較をして行政の怠慢を痛烈に批判をしております。だからこそ6月補正では、当初予算で積み残したことや現状を分析して手直し、補強のための予算としなければならないと思います。

23年度一般会計補正予算の専決処分で積み増しした財政調整基金、約9,500億円ほどですが、この財政調整基金を暮らし・子育て・農業応援へ、医療・介護・教育費負担の軽減で、健康、若者応援を、また、農業生産そのものへの支援対策を強化してこそ配分が生きる予算となるのではないでしょうか。これは、不安と心配を広げている道の駅せせらぎの里こうら整備計画を町民合意で進めるための土台ともなるものと考えます。町民の結束を強めるためには行政への信頼と町民の安心、平等感がとても大切な要素だと思います。

以前からもそうでしたが、6月議会ではとりわけ各議員の質問から、観点は異なり、また賛同できない意見もありましたが、甲良ブランドがないとか、

特産品などの発信がないとか、経営方針がない、駅長人事がない、生産者と行政の連携が薄い、甲良の産物そのものがそろわないなどなどです。これらは以前から心配されてきた問題であり、北川町長自身、議員時代から懸念されてきたことなのではないでしょうか。今回の補正予算でこれらの改善を図る方針、補強する事業方向が定められずして、来年3月本格オープンの日取りだけが決まっているのが矛盾の根本にあると考えます。

今回の補正予算にあるココラちゃんグッズに関して言えば、町の住民サービスとは異質の商品販売活動の要素があり、甲良町行政でどのように位置づけるか、大変疑問を持ちます。このグッズをつくる目的、どこが主体で運営するのか。販売によって収益を生み、収益活動の一環にするのかなど、計画立案そのものがあいまいで、成功させる中身の説明も感じられません。これを思いつき事業と言わざるを得ません。

甲良の水を始める際も、私は地元企業の育成や販売、経済活動が伴う以上、 役場ではなく、事業体を確立することなどを指摘しましたが、北川町長と産 業課が片手間に取り組んでいる程度に見えます。毎日の暮らしなどを何とか してほしいと町民が願っているとき、このようなあいまいな事業に大切な税 金を226万円も投入することに町民は納得しないと考えます。

商工会の補助金50万円の増額についても、私たちの考えを述べておきい たいと思います。

今年の3月議会、予算決算常任委員会で、商工会役員を務める議員、官製談合はなかったと主張する議員でありますが、批判の声が上がり、予算が委員会で否決されるという事態となり、町長は補正で対応すると表明せざるを得なくなりました。つまり、町商工会への補助金50万円カットそのものに道理がなかったことが明らかになり、その議員が追及材料にしたと見られることです。

以上、見てきたように、今回の補正予算は、今の町民の窮状に応え、少しでも町民の暮らしを支える努力をしようとしていないあらわれだと考えております。予算はその町の顔と言われます。単なる金額の事務処理ではなく、町政の基本姿勢があらわれるものであります。

最後に、私たちは議会の内外で、どの団体にも偏らず、不正を許さず、暮らし、子育て、農業応援を強め、命と健康こそ重視をした施策こそ町政の中心となるよう、世論と運動を町民の皆さんとともに今後も強めていくことを表明して討論を終わるものであります。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第3 発議第3号を議題といたします。

(「動議」の声あり)

- 〇建部議長 西川議員。
- 〇西川議員 動議。

3番 西川です。

議事進行。発議3号を審議するにあたりまして、議長に2件、お願いがあります。検察へ提出された書類一式の提出を求めます。

理由は、ここにいる半数以上の議員が中身を全く知らなくて、わけもわからず審議することができないということが1点であります。

そしてもう1点は、この審議は大変重要な事案であります。町民に知らせるために議会広報に掲載することを求めます。

- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 今、西川議員から議事進行についての資料提出の求めがありました。これは誤解をされておられると思います。2つの事件が重なっています。官製談合そのものについての告発は、議員有志と町民有志であります。そして、行政のトップとしての町長が告発をされています。それが議会として資料を提出するというのには当たりません。議会の提出は、証言の拒否罪、そして、記録提出の拒否の罪状の告発のみでありますので、勘違いのないようお願いしたいと思います。
- 〇建部議長 西川議員。
- ○西川議員 今、西澤議員が言われましたけど、それにしても中身がわからずに審議するわけにはいかないというふうに思います。皆さんそう感じておられると思いますが、やはり以前にも要求しましたけど、反対するやつには見せないとか、いろんなことがあったわけですけど、やはり議会議員が知らずして勝手にやられていることだというふうに私は理解したいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○建部議長 私からお答えします。

まず、官製談合については、甲良町と議員有志および町民有志が訴えている2件、議会が告発したのは、百条委員会において書類の不提出と偽証に当

たるというところをもって、議会で決定をして告発をしました。告発の内容は、そのときに議会でもって審議がされております。ですから、その資料というのは前の議会のときの告発、その資料を見ていただければわかります。

ですから、議会が告発したのは書類の不提出と偽証罪に当たる部分だけが議会は告発しています。官製談合については、これは議員の有志と町民有志、そしてもう一つは、甲良町が告発をしています。ですから、その資料は提出するわけにはいきません。

進行いたします。

地方自治法第117条、除斥の規定によりまして、濱野議員および山田議員の退場を求めますが、第117条、議長および議員の除斥のただし書きの中に、議会の同意があったときは会議に出席し、発言することができる。すなわち濱野議員および山田議員の除斥なんですが、特に本人から発言の申し出があった場合、議会の同意があったら発言することができるというただし書きであります。

そこで、皆様にお諮りをいたします。

本人からの申し入れがあった場合、発言を許可することに同意することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇建部議長 異議なしと認めます。

よって、この議案、また今日追加日程で出てきます議案につきましても、 除斥の対象になっている議員の事前の発言を認めることにいたします。

それでは、議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案を朗読させていただきます。

発議第3号 甲良町官製談合事件の告発に対する不起訴処分につき検察審 査会への審査申立を求める意見書。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年6月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 藤堂一彦議員、同じく提出者 木村修議員。

- **〇建部議長** それでは、提出者であります木村議員の提案説明を求めます。 木村議員。
- 〇木村議員 それでは、文書を読ませていただきます。

甲良町官製談合事件の告発に対する不起訴処分につき、検察審査会への審 査申立を求める意見書(案)。 北川豊昭町長と議員、町民有志が競争入札妨害等で告発した事件について、 大津地方検察庁は平成24年4月12日、嫌疑不十分を理由に不起訴処分と しました。

今回の不起訴処分によって告発された4人の潔白が証明されたわけではありません。嫌疑は残されております。この官製談合事件は、次の事実によって明らかにされていました。

①わざわざ指名基準を変更し、(株)浜野工務店を入札に参加させるように図り、②(株)浜野工務店が受注すれば建築業法違反になることが予測できたにもかかわらず落札させたこと、③(株)浜野工務店が非公開の最低制限価格にどんぴしゃの金額で落札したこと、④その談合が議会事務局の部屋を舞台に行われていたことも解明されたこと、⑤さらに、「最低制限価格は町長と私(野瀬元主監)と議長と副議長しか知らんことでした」との会話を録音したCD(ICレコーダーからコピー)も存在しています。

以上から、今回の不起訴処分は十分な証拠収集ができたにもかかわらず、 大津地方検察庁が積極的に踏み込んだ捜査を避けた結果だと考えられます。

この官製談合に絡む別件の刑事裁判における大津地裁の澤田正彦裁判官が下した判断は非常に的確でございます。それは、上記事実関係からすると、本件工事は公表されていた価格が1億7,800万であったから、予定価格が、端数が切り捨てられる前の1億7,840万であり、その85%に当たる額が最低制限価格であるとの予測を持つことは非常に困難というべきであるし、本来、本件工事を自力で行う能力のない浜野工務店を入札に参加させるべく配慮したことも認められるから、浜野工務店に落札させるように仕向けた。すなわち、最低制限価格を浜野工務店の関係者(具体的には代表者の夫である濱野副議長)に漏らした官製談合の疑惑が非常に濃厚であるとの宣告(平成23年4月14日)です。まさに、この宣告どおりであり、公開の法廷で官製談合にかかわった4人の刑事責任を明確にすることが望まれます。

よって、北川豊昭町長におかれましては、昨年告発された立場と認識を堅持し、検察審査会への申し立てを行われるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日。

甲良町議会。

甲良町長 北川豊昭様。

それと、つけ加えて、私の思いをちょっとお話しさせていただきます。

まず、平成22年5月に百条委員会が始まりました。そのときには、私は 入札のことは何もわからなかったと、知らなかったというのが現実でござい ました。 思い返せば平成21年7月10日以降、私、商工会の会員でございまして、 ちょくちょく商工会の方にお邪魔しておりましたときに、濱野氏と会話をし たことがございました。それは、私がいつものように新聞を読んでおりまし た。そこに濱野氏が来られまして、商工会の玄関を入った右側に、窓のとこ ろに棚といいますか、高さが7、80センチの棚があるんですが、そこへ乗 って座られて、おもむろにお話をされました。そのとき私は一生懸命新聞を 読んでおったのが記憶にございます。

そのときに私が何も聞いておらないのに、「木村さん、福祉センターの仕事、もらいましたわ」という話に移られました。「そうか、そうなんや。それはよかったな」というようなことで会話が弾んだように思っております。また、そこも私も聞いていないのに、金額のこと、あるいは入札のことにお話をされたことを今からします。金額のことでは、行政の方は100万単位、今から思いますと、先ほども言いましたけど1億7,800万という100万単位で予定価格を発表されますんやと。そのことを何にも私は知りません。それで、私は10万単位をプラスして出させてもらったところ、入札に合格したと。落札したというようなことをもちろんうれしそうにしゃべっておられたことがありました。

その次に、日はたって、平成21年10月だったと思います。甲良町の町長選が終わってすぐのころに、私はその当時、山田議長、山田壽一議長のところに事務所にお邪魔しまして、選挙戦が終わった後のお話をさせてもらったことがございました。そのときの中身はいろいろあったんですが、私の思いで、もし濱野氏が入札されなかったら、その当時の山﨑町政の2期目があったのになというような話をしたことが思い出されます。そのときには百条委員会でも証言として出ておりましたけど、山田壽一議長は町長室での会話で、この入札、今から解除できんのか、どうのこうのというようなことをおっしゃっていたというような話がございました。

それと、私が山田議長のところに訪ねたときに、山崎町政2期目があったのになということで話したら、入札をとめたけど、ちょっとだめやったんやというようなことを言われたのを思い出します。

その次に、濱野氏に、甲良民報のことで西澤氏を名誉棄損で訴えたらとい うふうなアドバイスをしたこともございました。

それから、このごたごたを早く終わらせたかったのが事実でございます。 百条委員会には賛成をしました。早く終わらせたかったということのみでご ざいました、そのときは。

それから、委員会が始まりました。そのときに私の頭の中は白紙状態で、 真っ白でございました。委員会が始まり、会を増すごとに疑惑が深まってい ったことが思い出されます。私が一番理解できないのは、資格がないのに入札に参加をされたこと、これは絶対理解できません。私にはできません。それと、落札金額がぴったりだったということ。後でいろいろ、百条委員会のときにもいろいろと私なりに調べたところ、今、先ほど申しましたけど10万単位をプラスして出したら入札に合格したというようなことだったんですが、この入札が、いわゆる最低制限価格が何億何千何百何十何万何千円。あと何百何十何円まであるんですが、そんな細かいところまでは言いませんけど、もしも何十何万何千円まであったとすれば、これは1,000分の1を当てられたことになると思います。何十何万でしたら100分の1、当てられたことになります。宝くじでもなかなか組数を当てることは非常に難しいというのに、このことで、10万単位でぴったしかんかんで入札されたということに疑問を思います。

それから、故村田氏の遺書に、遺書というのがあったんだというようなことをうわさでしか聞いておりませんけど、官製談合なんかなかったんだというようなことを書かれたら状況はかなり変わっていたんだなというふうに思っております。人は、死ぬときは本当のことを言うと思います。ということで、逆に言うと、何かあったのかなというふうに思わざるを得ません。

百条委員会での出来事をよくわからない方、今ほど西川議員の方からも言 われていましたけど、わからない方は退席されることを勧めたいと思います。

最後に、この後質問を受けることになろうと思いますが、私の疑問点を、 先ほど言いました、資格がないのに入札参加されたこと、金額がぴったりだ ったことというのを、私の疑問として持っております。だから、そのことを 払拭していただける文言が入った質問になればというふうに、私自身要望し たいです。

それから、4名の方を疑惑があるということになるんですが、その4名の 方の疑惑に関しては、私自身は温度差があることを話しておきたいと思いま す。その思いを話して終わりとしたいと思います。ありがとうございました。

- **〇建部議長** ここで、濱野議員、発言されたいことはございますか。 濱野議員。
- ○濱野議員 4番 濱野です。

なかなかすばらしい記憶だなというふうに感心をいたしました。私は、木村議員と商工会でそのような会話を交わした記憶も全くございませんし、次から次へと、全く作り話をすごくうまく語られたなという思いをいたしております。

私は当事者でございますので、すべてのことは全部わかっております。全 く官製談合もございませんでした。今、大きな、どんぴしゃの数字であると か、何だとか、いろいろおっしゃっておられますけれども、その背景には中央公共工事のダンピング防止策というようなことで最低制限価格の出し方が 平成21年5月1日から変わったということが大きな要因であるのかなというふうに私は思っております。

その日に3つの入札がございまして、福祉センターの工事、それに伴う太陽光の工事、それ、2つともどんぴしゃの数字でございました。その背景には、建築工事はとりあえず直接工事費のウエイトが高うございます。その公式に当てはめると、ほとんどが約90%という最低制限価格の数字が浮き上がってきます。だから、その限りでありません。そういうときには85%まで戻しますよというような新たな規定でございました。そうしたことから、呉竹センターの伊藤組さんが落札された3億何がしかの大きな工事におきましても、たった5,000円の違いであったと。

それから以後の建築の入札の落札結果を見ていましても、ほとんどが二者の抽せん、四者の抽せんというようなことで、どんぴしゃの数字で落札がされております。それは本当に建築と土木の、その最低制限価格の出し方、その基準に少し問題があったんじゃないかなというふうに私は解釈をいたしております。

それと、議会からも議員有志の方、また町からも再三にわたり告発がされ ました。検察の方に告発をされたようでございます。検察は司法のプロ中の プロでございます。いろいろな、私も百条委員会の報告書、まとめも読まさ せていただきましたが、本当にあきれんばかりの文言が沢山入ってございま す。そういったことから、検察の方もいろんな角度で、すべてお調べになら れたことだというふうに私は認識をいたします。私も直接検察の方にも出向 きまして、いろんなことにもお答えもさせていただきました。はっきりとし た裏づけも沢山ございますし、全く今まで官製談合があった、あったと私ど もや関係者4人、またそれの取り巻く人たちに大変つらい思いをいたしてま いりました。確たる証拠もないのに、ここ2年余り、この町を官製談合があ った、あったというような、町民の皆さんを大混乱に陥れられて、本当に議 会の品位も著しく落ちてあるということに対しまして、私も中の、うちの人 間として大変心苦しいところもございましたが、今回、晴れて誤解等もすべ て、司法の土俵に乗ることもなし、どれか1つでも裁判になりましたか。結 局裁判になって不起訴とか、白とか黒とかいうような話なんですけども、裁 判になるまでにすべてが却下をされてある。それは、この限りでないという ことが大変沢山あったんだろうというふうに私は推測いたしております。

司法はそんなに甘いものではございません。しっかりと調べられた上で、しっかりとした結果が出たわけでございます。また、意見書を出されるか、

出されんかは町長の判断だと思いますが、私は全くそのようなことは、今回 すべて返ってきた段階で、皆さんにある程度おわかりをいただけたのかなと。 また、これからも全くその限りじゃなかったということを町民の皆様方に訴 えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

- **〇建部議長** 山田議員、発言することはございますか。 山田議員。
- 〇山田議員 10番 山田です。

この問題なんですけども、私も濱野議員同様、2年数カ月の間いろんなことに、また家族の者も、子どもたちも心配させて、本当に迷惑をかけておりました。私としましても、当時議長をしておりましたけれども、入札云々のすべて、私、建築の仕事は下請でいろんな型枠の解体の仕事はしておるんですけども、入札等の知識はそんなに持っておりません。実際自分のところは入札に入ったり、参加したりというような仕事はしておりませんので、元請さんからの仕事をいただくという形の仕事をしておりますけども、入札制度が変更になって、その前に私は町の土木業者さんが5、6社お見えになられて、陳情に行きたいんだということで、私の支持者の方も何人かおられましたので、町長に対しては極力町の工事は町内業者で、そして、大きな仕事は分離発注をしていただけると町内業者が助かるのではないかなというような口添えをしたことがございました。

けど、そのような、誰々を入札に入れよとか、誰々を特別扱いしろとかいうような発言は一切したことがございません。百条委員会でも私が町長をはじめ、当時の野瀬主監に対して、浜野工務店をそういう口添えをしたようなことを言われましたけども、私はそういうことは一切しておりませんし、そして、入札のこともあまりわからないので、当時、濱野議員に事務局の中で、このシステムはどういうふうになっているんだというようなことは百条委員会でも私は言ったと思います。例えばこの金額だったらこういう形式でこういうふうにという説明は受けました。けど、私もそのときは、そうですか、そうですかというような、一応世間話の中でのことで、一応そうなるんだというようなことで聞き流した感じがありました。そんな重要な会話ではないと思っていましたので。それが、そのメモが、一応私が気がつかないところに存在しておりまして、検察でも釈明させていただきました。

そういう経緯がございまして、いろんな皆さんがお疑いになられている事務局でのそういう会話は、そういういきさつがあったんだという、私は検察にも説明はしてあります。

そして、木村議員がおっしゃいましたように、山﨑町長に対して私がそう

いうように発言したかどうか、私は町長室でそのような発言をしたのかどうか、ちょっと記憶にないんですけども、木村議員とは、本当に入れなかったらいいんやと、後でしこりが残るようなやり方をするということはおかしいと。前もって行政が指導をしなければならないことだろうというようなこともしゃべっておりました。私も当時、議長でありましたので、混乱するのが立場上避けなければならないので、そういうことは行政がきちっと制度を考えてやらなければならないという思いは、私はしておりました。

実際、私たちに百条委員会で虚偽というようなことをおっしゃられますけども、私は事実を言っているだけで、実際自分がやってきたことを明白に告白するだけで何度聞かれても同じことしか私は思い出せませんので、私は一切こういう官製談合にはかかわった覚えはございませんので、このような検察に対して疑いを持つこともないし、調べられて、もし検察がそういうふうに裁判云々、起訴と言えば、それなりにまた同じことを答えるだけのことでございました。

以上で、私の弁明を終わります。

○建部議長 それでは、濱野議員、山田議員、退場を求めます。

(4番 濱野議員退場)

(10番 山田議員退場)

- **〇建部議長** 木村議員の提案説明に対して、質疑はありますか。 金澤議員。
- ○金澤議員 9番 金澤です。

木村議員の意向に沿えるか、沿えないか、それはわかりません。それはあなたの希望ですから。あなたの意見書の中身からいろいろ疑問点がありますので、質問いたします。

まず初めに、何かこの意見書の①から⑤の内容は、百条委員会の内容と全 く一緒です。何か新たな証拠があってこういうことを出したのか。それがま ず第1点。

2点目は、疑いがあったら不起訴にならないで起訴になっていると。これはどういう原因で不起訴になったのか。あれだけ百条委員会で12回も委員会を開きながら、自分たちに多数派工作で、好きなような、勝手な委員会運営をしておきながら、なぜ不起訴になったのか。この原因を説明してください。

そしてまた、町にこれを告発しようという内容ですけれども、甲良町行政はこの前町長が答弁されていましたように、議会の議決を尊重して告発したと、こういうふうに述べています。まさか町長は、議会の告発内容がこんな不起訴になるということは全然思っていなかったと思います。だから、これ

を甲良町行政に何の証拠もなしに、また新たに告発せよということは、どういう根拠でこういう陳情を出しているのか。

以上、3点、とりあえずお答えください。

- **○建部議長** 答えられる範囲内で結構です。 木村議員。
- **〇木村議員** 金澤議員の質問にお答えしたいと思います。

今言われました①から⑤という番号が打ってあるんですが、それは百条委員会であった、そのとおりのことだと思います。新たな証拠ではございません。

それと不起訴、先ほども説明しましたですけど、不起訴というのは嫌疑なし、真っ白けという裁定がおりましたら、真っ白けやったんやというふうに私も感ずるところがございますが、嫌疑不十分。証拠がもうひとつ弱いからという意味での不起訴だと思っております。

それと、3番目ですが、告発をせよというようなことは言っておりません。 意見書で、昨年の、いわゆる告発されたときの立場を堅持して、検察審査会 への申し立てを行われるように要請をするという中身でございます。 以上です。

- 〇建部議長 続いて、金澤議員。
- ○金澤議員 この何も証拠が前と変わらない。それなら、何でこういう意見書が出てくるのか。それなら、あなたたちは任意で、有志で、行政にそういうことを言わないでやったらどうですか。

そして、証拠が不十分。12回も委員会を開催しておきながら、私の証人 喚問をすべて拒否して、多数決で拒否しましたね。そういうことを少しもこ ういうところへ入れないで自分たちの意見ばかり取り入れて、都合のよい告 発内容になっています。そういうことを含めまして、こんなことをここへ出 すことはおかしい。昨年の我々の任期中にこの問題は議決して、そして終結 宣言を出すというふうに百条委員会の提案の中でそういうことも全部出てい ます。それで不起訴になったからといって、またそれを持ち出して、甲良町 を混乱させるための、そういう作為がが感じられるけども、それはどうです か、その点は。

- 〇建部議長 木村議員。
- ○木村議員 ちょっと聞き取れなかったので申しわけない。1つ、検察が不起訴、12回の百条委員会をやったのにというお話がございましたですけど、検察が不起訴という結論を出されたのは、その不起訴は嫌疑なしではなく、嫌疑不十分である。嫌疑がまだ残っているんですよという部分で、この意見書を出した次第でございます。町長の方に申し立てを行われるよう強く要請

しますというのは、一昨年、22年12月議会であったと思います。告発しなさいというふうになった流れからの今回の意見書でございます。

以上です。

- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 1番 阪東です。

この官製談合についてはいろいろ私の方も聞かされておるんですけれども、 実際のところ、百条委員会というふうな形でも私も出ていませんので、しっかりした答えというふうな形のもので出せないというふうに私も判断し、いろんな、議会が真っ二つに割れるということは、やはりこのようなことが再三起こるというふうな形の懸念もありますし、そういった中で、本当にこの意見書を町長に求めるというふうな形になれば、町民の大半がそういうふうな形を求めているというふうな形に匹敵すると私は思います。そういった中で、これに対してどうのこうのというふうな形のものを、賛否を、決断をすることができませんので、基本的には退場をさせていただきたいというふうに思っております。

(1番 阪東議員退場)

○建部議長 ほかに。

西川議員。

〇西川議員 3番 西川です。

木村議員にお尋ねします。

先ほど金澤議員も言われましたけど、皆さん、告発された中で一度でも裁判が開かれているのなら、いろんな問題が起こって、やられて、皆さん被疑者になったり何かされるんでしょうけど、一度も裁判も開かれていなくて、それをまたまた町長に審査申し立てを求めるというようなことを出されること自身、新たな証拠もないと言われましたし、それから、ここの、最後の方の文章をあなたが読まれたときに強く読まれたと思うんですが、「最低制限価格を浜野工務店の関係者に漏らした官製談合の疑惑が非常に濃厚であるとの宣告(平成23年4月14日)です」とあるんですが、それ以後に告発されているいろと申し立てをされたと思うんですが、その後も検察の方が調べられているんですよね。それで、再度返ってきているわけです。それをまだ執拗にこういうことをするということは、甲良町に対して、町民に対しても申しわけないと思いますし、町長にこういうことをお願いすること自身がおかしいことだと私は思います。ご返答願います。

- 〇建部議長 木村議員。
- **〇木村議員** 西川議員の質問にお答えしたいと思います。

申しわけないというふうには思いません。

以上です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これより討論を行います。

討論はありませんか。

丸山議員。

〇丸山光雄議員 5番 丸山光雄です。

この審査申立に賛成いたします。賛成の討論を行います。

ここに書かれているように、5つの事実が明かされたわけではありません。 町長はこの際、市民でつくる検察審査会に申し立てて、4人がかかわった官 製談合疑惑の解明を開かれた法廷の場に持ち込む必要があります。これこそ 町民の願いに応えることだと確信しています。

以上で、賛成の討論を終わります。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 9番 金澤です。

反対討論をいたします。

十分な証拠収集ができたとか、検察が積極的に踏み込んだ捜査を避けたとか、こういうふうに言われていますが、まさしく証拠となるものが何ら出てこなかった。12回も委員会を開きながら、本当にこれでもやった、やったと、憶測と推測に基づいた委員会の結果報告を提出して町に告発もさせた。そのことを十分に反省もしないで、またぞろこういうことを申し立てをしている。町長は議会の告発を受けて、確かに議決を受けて告発しました。

しかし、新たな証拠もなしに行政はこれから、町長はどうしていくのか。本当に私は気の毒でなりませんよ、これ。町長は議会にだまされたと思っているかもしれません。これだけの証拠を挙げながらなぜ不起訴になったのか。本来ならば、当然起訴されるべき内容だと誰しも思います。町民の85%ぐらいが、あれだけ西澤議員の民報で書かれたら誰もかも信用すると。私、何べん私の証人喚問、百条委員会の提案理由の中に伊藤組と浜野工務店と二者が官製談合の疑いありとはっきり明言しているんですよ。その中で伊藤組を一度も証人喚問しないで、こんな報告書をまとめて、それで不起訴になった。これは当然であります。少数意見を1つも聞かずに、自分たちの多数派工作で全部でっち上げた出任せで、憶測と推測に基づいた報告書をやってきて、何が今さら申し立てですか。

以上のことをふまえ、こんな申し立ては、私は本当に腹の中が煮えくり返るぐらいの怒りを感じています。もっと町民に謙虚に反省して、これから後、

出ます議員辞職勧告に素直に従って、町民に謝罪と費用のかかった弁償をするぐらいの気持ちで取り組んでいただきたい。

以上で、反対討論とします。

○建部議長 ほかに討論は。

藤堂議員。

〇藤堂議員 賛成討論をしたいと思います。
まず、町長にお尋ねします。

- **○建部議長** 尋ねることはできません。
- ○藤堂議員 できませんか。このことは町長の議員のときにもお話が出ておりました。やはり町税を預かる役場、町執行部、そして、議会もその一員であります。この官製談合と、私はあったというふうに思っております。なぜならば、その官製談合疑惑を解明する百条委員会の途中で、議会事務局長が自分の命を、親からいただいた命をみずからが絶つ。そんな痛ましいことで甲良町は将来どうなっていくんですか。

私は、今度は審査会というところへ審査をもう一度やり直してくださいということでお願いをしたい。そういうように思っております。よろしくお願いします。

- 〇建部議長 西澤議員。
- 〇西澤議員 11番 西澤です。

弁明でも、また質問の中でもそれぞれの議員の意見を交えた質問もありま した。それは後で申し上げます。

一般的な談合事件は、関係者がやりましたと自白しない限り犯罪の核心に 迫るというのは大変難しいというように言われてまいりました。

ところが、甲良町政、議会を舞台とした甲良町官製談合事件は、この意見書(案)で指摘している5つの事実と、この官製談合事件に絡む恐喝未遂事件での公判を通じ、また、澤田正彦裁判官の宣告が相まって、この官製談合を直接関与しない私たち議員、少なくない町民が確信を得るところまで進展をしてまいりました。これは、百条委員会における調査活動の集大成とも言うべきものでありまして、私たちの誇りとするところであります。素人、素人、素人との裁判ざたというようにビラでも、また当事者がやゆしていますが、私たち、素人だからこそ調査事実に基づいて判断をしてまいりました。

また、その疑惑調査の途中で、証言をした直後に、当時の議会事務局長が みずから命を絶つというつらい、悲しい出来事が起きました。刑事告発すべ きとの意見書の可決を受け、昨年3月、北川町長が関係者4人を告発をされ ました。

ここで、潔白とするにはあまりにも重いこれらの事実があり、疑惑が残り

過ぎていると思います。不起訴処分で、この5つの事実がなくなったのか。 答えは決して5つの事実がなくなったり、薄まったり、新しい証拠が出てき たわけではありません。11人の市民の目線で刑事告発、告訴・告発事件を 起訴すべきではないか、否かを審査する検察審査会に申し立てるというのが 当然の筋だと確信をしています。

最後に、この意見書に沿って北川町長に訴えたいと思っています。4月19日、臨時会の議員全員協議会の際、不起訴処分となった意味を疑惑が晴れたかのような表現をされました。また、この意見書(案)が提出された議会運営委員会で、もうこの疑惑が終わり、町長もこれ以上しないと言っているのにこんな意見書を出されたら、今も言われましたが、町長が迷惑するなどと発言する議員がおられました。

実は、官製談合の疑いが指摘されていた当時から、北川豊昭町長は、確信を持って追及をしていた議員の1人でありました。ですから、この議案が可決しない場合であっても、可決されればなおのこと、北川町長は当初の確信を全うしていただきたいと思っています。元議会事務局長の死をむだにしないためにも、どこまでも貫いてほしいと思っています。私も、この意見書の内容にある公判の場で裁きを受けさせることが実現できるよう、あらゆる努力をすることを表明したいと思います。

そして、弁明と質問の中で出されていました事実と違う点について指摘をしておきたいと思います。濱野議員がこのどんぴしゃの最低制限価格と落札価格がぴったり一致したことについて触れられました。背景にはダンピング防止の通達があったなどと発言をされていますが、10万単位を切り捨てて公表することがこの通達に書かれているわけではありません。

また、検察はプロ中のプロとも言われました。しかし、検察官の中の上下 関係での密室での論議であります。そして、小沢一郎元民主党の代表に象徴 されるように、検察官の不起訴になることもしばしばあり、市民の目線で起 訴すべき、起訴相当が2回議決をされるという事件も幾つもあります。検察 官の不祥事も起きているところです。

また、金澤議員が、新たな証拠がない。これは西川議員も言われましたが、 新たな証拠がないのでこんな意見書を言うのはおかしいと言われましたが、 これは最新の裁判ではありません。有罪確定がした被告人、元被告人であり ますが、罪人が、私は無実だと訴える場合は新たな証拠が要ります。しかし、 検察が不起訴にしたことがおかしいといって告発をした人、告訴した人が申 し立てをすることができる。そして、パンフレットには家族もできるとなっ ています。そういう制度を活かして今回の検察審査会にぜひとも町長もその 足並みをそろえて、また、状況が変わったわけではありませんので、昨年の 3月に告発された立場を本当に堅持をして頑張っていただきたいと思うこと を表明しまして、終わらせていただきます。賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

発議第3号 検察審査会への審査申立を求める意見書に賛成の方はご起立 を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

賛成4人、反対4人で可否同数であります。可否同数の場合は、地方自治 法第116条第1項の後段の規定によりまして、議長が採決するとあります。 私の意見は、賛成であります。

その理由を述べます。

検察が嫌疑不十分で不起訴処分とした、そのことは全く不当であると考えます。不起訴処分の中には嫌疑不十分、嫌疑なし、起訴猶予、そういったものが不起訴処分とされています。検察の判断は、まさに不当であるとの思いから、民間人11人で構成されます検察審査会において民間の視点でこの問題を審査していただきます。その結果が検察の判断を妥当とするか、もしくは、検察の判断に再考を促すか、どちらかの判断が審査会では下されます。そういったことで、私はこの検察審査会にゆだねたいという思いから賛成であります。

よって、賛成多数で、本案は可決されました。

ここで、濱野議員および山田議員の入場を許可します。

(4番 濱野議員入場)

(10番 山田議員入場)

(1番 阪東議員入場)

〇建部議長 ただいま濱野議員、山田議員が入場されましたので、ご報告を申 し上げます。

発議第3号は、賛成多数につき可決されたことを報告いたします。

ここで、追加日程がございますので、暫時休憩をいたします。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○建部議長 それでは、再開いたします。

追加日程が出されましたので、ただいまより審議を行います。

まず、追加日程第1 発議第4号 甲良町議会官製談合疑惑に関する告発

書類一式の提出を求める決議(案)でございます。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第4号 甲良町議会官製談合疑惑に関する告発書類一式 の提出を求める決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年6月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 金澤博議員。

賛成者 西川議員、同じく丸山恵二議員、同じく野瀬議員、同じく山田議員、同じく濱野議員です。

○建部議長 この発議は、金澤議員が提出されております。

金澤議員から提案説明を求めます。

金澤議員。

〇金澤議員 甲良町議会官製談合疑惑に関する告発書類一式の提出を求める決議(案)。

上記の件にて、甲良町議会より二度告発状を提出している。二度とも司法の土俵に乗ることもなく、検察より返却されている。1回目は昨年4月22日付で告発状が返還されていることを、西澤議員らにより賛成しない議員には報告しないなどとし、2回目は今年の4月12日にまたもや不起訴、検察側が控訴しないと判断されている。一部の議員のみが情報を共有し、まさしく司法からの結果のとおり、官製談合が全くなかったと正当な主張をしている議員には一切情報提供が行われない。何か隠ぺいせざるを得ない理由でもあるのかと疑問を痛切に感じるものです。議会人として議会で行ったことを知るにあたり当たり前のことである。よって、速やかに上記の書類一式の提出を求める。

甲良町議長 建部孝夫様。

以上、決議する。

平成24年6月15日。

以上です。

〇建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

金澤議員の認識をお尋ねするものです。議会が議決によって告発・告訴で

きる議案はどのようなものかということを思っておられますか。理解をされていますか。ご説明、お願いいたします。

- 〇建部議長 金澤議員。
- ○金澤議員 西澤議員の質問にお答えします。

私は議員として、あなたたちが公表しない、公開しない、密室の中でいろんなことを議論し、また、そういうことをつくっていったことを私は何度あなたたちに言っても、それは認めてもらえなかった。だから、私はこの前も甲良町の公開条例に基づいて要求もしました。

しかし、47条というふうなことで、そういう文書で返ってきました。1カ月ですね。4月24日ぐらいだったと思います。5月7日に返答、回答を求めるようになったわけですけども、連休中でありという理由で、それで複雑な内容であるので、ちょっと1カ月伸ばす、こういう内容ですね。1カ月伸ばされまして、この6月の5日か6日に私のところへ返ってきました。その内容は、ここに言っていますような内容をすべて求めたんですけれども、公開条例に基づいて、それでも47条ということを言われまして否決されたわけです。それで、私は今度、これから不服申し立てをしましてやるつもりであります。

だから、私は議員として当然の権利を要求しているのであって、私はすべてのことを、議会議員ですので町民にすべての情報公開は私はしていかなければならない立場、それを一部の議員が自分たちの都合のよいことを全部やってきて、それで我々には何の、反対議員には何もしてこなかった。そういうことでこういう情報公開を求めているわけです。こういう書類を求めているわけです。

- **〇建部議長** 質問の答弁になっていない。 西澤議員。
- ○西澤議員 議長も指摘いただいたとおりです。私の質問に何ら答えていません。つまり、ここで連名をされている方々が資料の公開を対象されているのは、角度を変えましょう、対象とされているのは何々何々ですか。どういう件でしょうか。お答え願います。

そして、ここにあります、もう一つ加えまして、ここにあります西澤議員が名指しで書いていますので、賛成しない議員には報告しないとありますが、これは何の対象について報告しないというように私が言ったのでしょうか。 覚えておられますか。

- 〇建部議長 金澤議員。
- ○金澤議員 まず1点目は、私がこの提出を求める理由は、延べ5回、議会が 2回、そして議員の有志で2回、それは同時に出しています。第1回目は平

成20年12月、2回目は平成23年5月ごろ。そして、この内容が返却されたときは、1回目が平成23年4月22日、この後、臨時議会でも何も報告されませんでした、内容は。私は求めましたけれども。そして、2回目は平成24年4月12日。そして、町が1回、出しています。それは平成24年4月12日。計5回出しています。この内容を私は全くわからない。どういう内容で告発されたか、返却されたのか。だから、その公開を求めているわけです。

2点目の、あなたに名指しの件は、あなたは議会の委員会の中で西川議員 に、賛成しない議員にはそういうことを、あんた、あれしないとはっきり言 ってあります。だから、そのことを言っているんです。 以上です。

- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 金澤議員は、みずからが質問したときに自分の意見と違うときには声を荒立ててお話をされます。今回私の質問したことについて一切答えておられないんです。角度をもう一度わかりやすいように変えますと、どういう告発がされているのかということです。ですから、2つの種類があるのをご存じですか。議会がかかわって、議決を経て告発をした事件と、それから議会の議決はできないということをもとに議員の有志と町民の有志が行った告発があることをご存じですか。このことについてお答えください。
- 〇建部議長 金澤議員。
- ○金澤議員 西澤議員の質問にお答えします。

あなた、何を言いたいのか、私にはわかりませんけれども、この文章のとおり、私はこれを求めているんです。だから、それ以外にあなたに答えることもしませんし、私の思っていることはこれだけです。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 ただいまの私の質問に対する金澤議員の回答で非常に明らかになったと思いますが、2つのケースを全く混同をされて、しかも誤解をされて、理解がされていない。先ほどの検察審査会に申し立てを求める意見書の中でも論議があり、議長からもお話がありました。対象としているのは、議会で提出ができるのは偽証罪についての告発と、それから濱野議員の記録不提出についての告発は議会の議決を経ていますので議会が対象となります。

しかし、談合そのものについての告発は町民有志、議員有志、そして町長が告発をされています。

ですから、議会がこの決議案を出されて、決議案を可決をされて、議員有志に拘束をされることはありません。町民に拘束をされることがありませんし、金澤議員が言われたように、情報公開の請求で議会に提出をされて、条文に基づいて提出ができない旨が本人に通知をされて、審査の段階に入っているように見えますが、そういうことからしても、その情報公開の範囲で解決をされるべきでありまして、この提出を求める議決そのものはなじまないと。可決をする必要がないことを申し上げて反対討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 2番 野瀬でございます。

私、この官製談合、この時期に議員ではございませんでしたので、百条委員会そのものはわかっておりません。ただし、いろいろ、昨年は私、区長をしておりましたので、区長のもとにいろいろ資料はいただいております。こういった中身で判断したときに、談合というよりも、今の書類提出、これに関してはなぜできないんだと。ものすごく疑問を持っております。少なくとも皆さんに情報公開というところでどういうものを出したのかというところを明らかにすることに対して私は賛成といたします。

以上です。

- 〇建部議長 西川議員。
- ○西川議員 3番 西川です。

書類の提出という形なんですが、官製談合云々の話は西澤議員が言われている意味、わからんでもないですが、議会が出したやつがあるはずなんですよね、偽証罪。それから記録不提出、いろいろあるんですが、我々は、私も去年補欠選挙で上がってきました。一切見せられていないので、やはりそれは議会の中で公表していただきたいという形でございます。

それから、47条云々の話もありましたが、47条の適用というのは、やはり司法の裁判が開かれた後には、それはそういうことは言えるかと思うんですが、返ってきたわけですから、裁判すら開かれずに返ってきているわけですから、当然議員には見せていただけるものだというふうには思いますので、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

丸山光雄議員。

〇丸山光雄議員 反対討論をいたします。

どうもさっきから聞いていると、何か勘違いしているように思われます。

2人の賛成討論には。この提出は、議員有志と町民有志の提出なんです。で すから、町民有志とか議員有志の提出した人には見せることはあっても、そ のほかの人にはそんなに見せる義務はないと思います。それで、私は反対の 討論とします。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

追加日程第1 発議第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいまの発議第4号について、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第2 発議第5号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職 勧告決議(案)を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第5号 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告 決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年6月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 金澤博議員。

賛成者 丸山恵二議員、同じく賛成者、西川誠一議員、賛成者、野瀬欣廣 議員、賛成者、山田壽一議員、賛成者、濱野圭市議員でございます。

〇建部議長 本案については、金澤議員から提出されておりますので、金澤議員から提案説明を求めます。

金澤議員。

○金澤議員 西澤伸明甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議 (案)。

本議会は、甲良町議会議員西澤伸明君を以下の理由により議員辞職を勧告するものです。

1、平成21年8月ごろから既に刑が確定された(懲役2年6カ月執行猶 予4年)Y氏に、あなたは数々の相談を受けていた。Y氏が所有していたテ ープが重要な証拠品で、かつ間違いのないものなら、真っ先に警察に届ける ことを優先すべきであった。また、平成22年5月18日、彦根記者クラブにてY氏が恐喝未遂を否定する記者発表をする際、設営に関与していた。現在服役中の宮嵜議員とも親密なかかわりを持ち、彼を全面的に無罪と応援し、百条委員会や宮嵜氏の裁判を応援したにもかかわらず、恐喝未遂事件として刑が確定している。官製談合ありの証言ばかり繰り返してきたことは卑劣きわまりない。

2、あなたは甲良町の公共工事をめぐり、恐喝目的でとられたテープ等を格好の材料に、当初は業者間談合と言いながら、途中から官製談合と話をすりかえ、次々と町や関係者を混乱に陥れている中心的人物である。特にあなたが発行している甲良民報は、個人的思想のもと書かれたものであり、著しく誤解を招く言い回しに町民は翻弄されてきた。官製談合がもはやでっち上げであると司法判断が下された。あなたのこれらの行動は許しがたいものです。

3、あなたは金澤の、私、一般質問、これは西澤議員が百条委員会の提案設置理由の中で、私がこのことが何もなかったらあなたはどう責任をとるのかという質疑に対して、そういうのは覚悟しています。そういう意味の一般質問ということで言っていますので、質問に対し、談合問題が司法の場で何もなかったと判断されたときは責任をとる。要するに辞職と明言しています。まさしく議会より2回、町行政また議員有志より計5回告発しているにもかかわらず、一度も司法の土俵に乗ることもなく、不起訴および返却されている結果である。これ以上の事実はあり得ない。いかにあなたの悪質かつ卑劣な行為によって世間を騒がし、行政や議会の品位を著しく傷つけたことは許しがたい。

4、当時、副議長で人権推進協議会への議会代表の委員でありながら、総会やその他の会議に一度も出席していないことは、議会議員として公務を放棄していたことは許されるべきではない。

以上、決議する。

平成24年6月15日。

甲良町議会。

ということで、少し私の意見を述べさせてもらいますと、やはりこのような西澤議員の民報で町民が、いろいろ聞いてみますと、85%の人があれだけ書かれたらやはり信用すると。私が幾らおかしいと。委員会は12回開かれても私の証人喚問、伊藤組を当初の提案理由に挙げながら、それも承認喚問せず、一度もせず、賛成多数でいつも否決した。これは第1点に、本当にまともな委員会が開かれたかと。多数派工作で全部やられたことであります。

だから、こんな内容に、こういうことを、憶測と推測に基づいた結果が、

やはり司法の場で、プロの目で見ておかしいと。立件できなかった。起訴できなかった。こういうことを考えますと、町費を使って、そして弁護士を雇って、町の顧問弁護士がいるのにわざわざ玉木弁護士を、自分の親しい弁護士を入れて、そして、本当にこれでもか、これでもかというぐらいの証拠を積み上げてきて不起訴になった。その混乱した責任をとるのは西澤議員であります。そういうことで、以上、提案にかえさせていただきます。

- **〇建部議長** これに対して、西澤議員、発言することはありますか。 西澤議員。
- 〇西澤議員 11番 西澤です。

この発議を、今日初めて読ませていただきましたが、官製談合は全くなかったと特異な主張をされる方々の偏った意見として見させていただきました。そういう立場から、この間、2年を超える百条委員会や、それから官製談合の疑惑解明の活動がされてまいりましたが、町民の方々は当事者ではありません。先ほど金澤議員が言われましたように、甲良民報を通じて85%の方が信用する。これは、非常に私としてはありがたい話であります。これは事実に基づいた報道をされてきたからこそこうなったのでありまして、甲良民報が事実から外れたことについては、私はおわびをし、訂正の記事をこの間出したことがございます。

しかし、官製談合事件については、濱野議員も含め、そして山田議員も含め、訂正の申し入れは一切ございませんでした。そういう点では、事実に基づいた報道がされているというように思っています。

そこで、私に対する辞職勧告決議の1でありますが、一つ一つ事実関係が 全く違うのもありますので、弁明させていただきます。

恐喝未遂事件の刑が確定しているからといって、そのもとになった官製談合事件が天下晴れて無罪になったわけではありません。玉木弁護士が別件の公判で明らかにした官製談合事件の本体と、恐喝未遂事件の関係図式は全く変わっていないというように思っており、官製談合にかかわった当事者がはい上がるために3人の弱点を利用したというのがこの構図だと思っています。

2つ目に、官製談合がもはやでっち上げであると司法が判断を下されたと断言していますが、これはとんでもない誤解です。少しでも法律を知っているならば、不起訴というのは検察官が密室で職権により裁判にかけないと判断しただけのことでありまして、嫌疑は残ってまいります。大津地裁、澤田裁判官の宣告は先ほども明らかになりましたが、重大な指摘として残っておりますし、この澤田裁判官の指摘を覆す判決はいまだに出ておりません。

また、この中には、途中から官製談合だと話をすりかえと、私がさもだま しの手口を使ったかのような表現を使っていますが、業者間談合とは異なる 資料が次々と出てきたからこそ、官製談合の認識をあらたにしていったとい うのが実態であります。当事者たちは、いまだにこの疑惑の一つ一つに、事 実についてまともな説明がされておられません。

3つ目に、これこそすりかえであります。事実そのものが違います。金澤議員の一般質問ではありません。平成22年3月議会での百条委員会設置が提案された審議の質疑および討論の中でのことでありまして、百条委員会で疑惑が解明されなければ、その責任をとると言ったのでありまして、百条委員会は立派にその疑惑解明をし、そして、疑惑ありの断定、結論にたどり着いています。さまざまな困難はありましたが、金澤議員も設置に賛成をされて、少数意見を提出されています。

4つ目にあります、これこそ部落解放同盟の言い分に従わない者は糾弾を続けるという体質がうかがわれてなりません。委員を議会の代表として送ることはしていませんし、出席しなければならない義務もございません。人権推進協議会は部落解放同盟の独特の議論の影響を受け設置運営されているものと私は認識をしております。

以上、弁明をさせていただきます。

○建部議長 それでは、西澤議員の退場を求めます。

(11番 西澤議員退場)

〇建部議長 本案に対する質疑はありませんか。

山田議員。

- 〇山田議員10番山田です。賛成討論をさせていただきます。
- 〇建部議長 今、質疑です。
- **〇山田議員** ごめんなさい。済みません。
- **〇建部議長** 質疑がないようでしたら、これより討論に入ります。 どうぞ、討論。

山田議員。

〇山田議員 賛成討論をさせていただきます。

私、当時、議長をさせていただいておりまして、百条委員会を設置するにあたりまして、西澤議員が提案されて、テープ等が本当にあるのかないのか、そのときは私も西澤議員が持っているのかどうか。それは疑問に思っておりました。それならば素早く司法の場に提出していただいて、何も百条委員会で調査する必要がないのではないか。それを彦根署なり、検察に提出して調査をお願いしたらどうですかというようなこともアドバイス、指導しておりましたけれども、それが半年、町長選が終わり、次の年の3月議会にそういうこともありました。そんな5カ月、6カ月後に百条委員会をつくったり云々

よりも、西澤議員自身がY氏からCDですか、それを手に入れたときに検察、 警察に提出して問題視していれば、あのような百条委員会が設置されて、そ して村田局長のそういう結果にもならなかったのではないかと、私自身、そ う思っております。

あのとおり、甲良町議会を混沌とさせ、そして、議員の一部の方をマインドコントロールして、そういう道に導いた責任は、私は重大かなという思いをしておりますので、賛成とさせていただきます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

丸山光雄議員。

〇丸山光雄議員 5番 丸山です。

先ほど西澤議員が述べたように、よく聞くと本当にそのとおりだと思って、 これはやはり私も反対という意味で反対の討論とします。

○建部議長 ほかに。

濱野議員。

○濱野議員 4番 濱野です。

賛成討論をさせていただきたいと思います。

本当にこの議決案に書いてございますように、そのとおりだというふうに思っております。もともと確たる証拠もないのにデマ、でっち上げで、ここまで町を大混乱に陥れた中心的な人物であります。特にあの甲良民報、私ども当事者、隔週、また毎週張ってあるときもございました。元野瀬総務主監にもお聞きしましたが、本当に家族の方が精神的に本当におかしくなるような、何をやってもええのか。本当にとんでもない内容が次から次へと掲載をされていたように私は記憶をいたしております。

西澤議員は町会議員であり、警察でも検察でも何でもないわけなんです。 自分の視点からいろんな角度で官製談合ありき、結果に結びつけて次から次 へとそのような話を持ち上げてきておられます。本当にこんなことが議会で 行われていいのかなというふうに私は2年余り、痛切に感じてきました。い ろんな角度から5回も検察に、いろんな形で告発状を提出されております。 これだけ百条委員会をして、これだけ報告書を取りまとめて、いろんな角度 でいろんな資料をそろえて、5回も検察の方、司法のプロ中のプロの方が調 べられて、まさしく1つぐらいは裁判になってもいいだろうというふうに私 は思いますが、何ら裁判になることもございません。大きな食い違いや間違 いが沢山あるということが裏づけられるというふうに思っております。

先ほど若干言った場所は違うのかわかりませんが、金澤議員がおっしゃったように、百条委員会の席にて責任をとるというようなことをおっしゃっていました。有言実行、直ちに議員をおやめになられますことを強く願って、

私の賛成討論といたしたいと思います。

○建部議長 ほかに。

木村議員。

○木村議員 反対討論をさせていただきます。

今、山田議員、あるいは濱野議員からの賛成討論がございましたが、私は 先ほども述べておりましたけど、資格がないのに入札に参加された、そのこ とが発端だと思います。ですから、あのことがなかったらこの一連のことは 何も起こっていない。そういう意味で悔しくて悔しくてなりません。そうい うことから反対討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに。

藤堂議員。

○藤堂議員 藤堂です。

反対討論をさせていただきます。

官製談合はなかったというふうなご意見ばかりでございますけども、それで賛成討論をされておりますけども、官製談合はなかったという証拠を一ぺん我々に見せていただきたい。そういう思いでおります。我々百条委員会は、全員の賛成によって設立されております。出てくる証拠は、今、木村議員のおっしゃった参加資格のないのを参加させた。それは誰がさせたんだ。そのことによって県の指名停止、営業停止、そして甲良町はもちろんですけども、ほかの町からも指名停止をされております。それから見ても、おかしいのと違うかというふうな私は思いをしております。反対です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようでしたら、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

発議第5号の提案に対して、賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 起立多数でございます。

ご着席ください。

よって、本案は可決されました。

西澤議員の入場を求めます。

(10番 西澤議員入場)

○建部議長 西澤議員に申し上げます。

ただいまの議員辞職勧告につきましては、賛成多数にて可決されたことを 報告しておきます。

お昼になりましたが、会議は続行いたします。

ここで、議事の進行上、副議長と交代をいたします。

〇丸山副議長 追加日程第3 発議第6号について、建部孝夫甲良町議会議員 に対する議員の辞職勧告決議(案)を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第6号 建部孝夫甲良町議会議員に対する議員辞職勧告 決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年6月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 濱野圭市議員。

賛成者 丸山恵二議員、同じく賛成者 西川議員、同じく賛成者 金澤議員、賛成者 野瀬議員、賛成者 山田議員でございます。

〇丸山副議長 この発議は濱野議員からの提出がされておりますので、提出説明を求めます。

濱野議員。

○濱野議員 それでは、説明をさせていただきます。

建部孝夫甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

本議会は、甲良町議会議員建部孝夫君を以下の理由により議員辞職を勧告するものです。

1、既に大津地方裁判所にて甲良町官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件で懲役2年6カ月執行猶予4年の刑が言い渡されたY氏から、犯行目的でとられたテープについて、再三にわたり相談を受けていた。なぜ早く警察等に相談しなかったのか。ほかの目的に利用するための行為と受けとめられても仕方がない。百条委員会で、そのテープ等を利用し、事実解明と称し、正義の味方のふりをして批判を繰り返し、既に実刑が下り、服役中の宮嵜元議員を無罪だと豪語し、特に百条委員会にて元総務主監に対して仏の顔も三度まで、いかげんに白状しないから宮嵜元議員は4カ月間のむだな勾留をされたのだと強く自白を強要するような発言は、議会議員として許せる言動ではない。 百条委員会設置後、一部の議員たちと一方的に報告書をまとめ、メディアをうまく利用し再三告発するも全く司法の土俵にすら乗らない結果であった。検察は司法のプロである。いかに官製談合ありきでつくり上げられたものか明らかになっている。関係者4人が受けたはかり知れない痛みや苦しみ、また多くの善良な町民に与えた不信感は甚大である。議会議員は検察でも警察でもない。町をよくするために一生懸命汗を流すのが本来の姿である。一連

の騒ぎを起こした中心的な人物であり、責任は避けては通れない。

2、平成22年5月、高虎サミット開催後の打ち上げの後、泥酔状態で自転車に乗り、道路側溝にはまり、救急車にて病院へ搬送されている。後日、町民より何通かの投書があった。自転車とはいえ、れっきとした車両であるゆえ、現行犯なら飲酒運転であることは言うまでもない。目撃者もあり、全く議会議員としてあるまじき行為である。

3、以前より、豊郷町議会より3町の議会の会計について不正支出があったとして問題になり、あなたは処分対象から外れたが、現職は処分をされている。また、議会事務局長をされていたときも、東京にあなたの行きつけの某キャバレーに不正な支払いがされた事実があると指摘をされている。

以上、決議をする。

平成24年6月15日。

甲良町議会。

以上でございます。

- 〇丸山副議長 12番 建部議員。
- 〇建部議員 12番 建部です。

先ほど提案説明を聞かせていただきました。まず、順次事実と相違する部分がございますので、申し上げます。

まず、1番のところでございますが、Y氏から再三にわたって相談を受け たというところは、これはうそでございます。相談じゃないんです。平成2 1年7月から8月にかけて、既にY氏は官製談合をやられた4人の方との折 衝に一応合意をした後の話で、合意をした後に、それがうまくいかなかって、 その腹いせで、実は4人を追及してほしいという申し入れで会いましたの2 回です。その会った理由は、当時 I C レコーダー、要するに官製談合は4人 がやりました。最低制限価格は4人しか知りませんというテープにとられた 内容を持ち込んできたんです。そのICレコーダーを直接聞いた段階では非 常に聞き取れなかった。それでもって、確かに知っているのは、その4人と いうところのくだりはわかったんですが、それから後にそのICレコーダー からCDにコピーをしたんです、彼は。そのコピーをしたものを2回目に会 ったときに借りて、それをパソコンで聞きました。よく聞き取れました。そ のことで彼とは2回あって、それも相談じゃないんです。町を追及してほし い。私はその当時に、9月議会でそれを一般質問で追及をする構えを見せま した。そしたら、彼と当時の町長と話ができて、その質問、待ってくれんか という、そういう実はくだりもあったんです。

そういうことで、これは相談じゃなく、町を追及してほしい。要するに4 人との話し合いに決裂した後、その腹いせで私に追及してほしいというのが 真実です。

そして、中ほどに、私が元総務主監に、仏の顔も三度までというくだりが ございます。おおむねこの内容ではありますが、言っても百条委員会、調査 特別委員会の証人喚問であります。生易しく、ああですか、こうですかとい う質問じゃないんです。緊迫したその当時のムードもありました。ですから、 若干言葉に強調した部分もありますし、追及という立場で証人喚問をいたし ておりますから、これぐらいのこのたぐいの発言はあったと私も認めます。

それと、この1番の最後の方、一連の騒ぎを起こした中心人物、騒ぎを起こしたのは4人です。それを中心的人物であると私を責めるというのは、私は議会では議会合意の上ですべての意見、すべての内容等については決議がされ、また議会で決まったとおりのことをやっているんです。だから、私1人でこの問題をどうのこうのとする問題ではないんです。

そこで、申し遅れましたが、なぜ早く警察にその時点で訴えないのかというくだりがありますが、本人から追及してくれという申し入れに、警察に通報するたぐいのものじゃないんです。少なくともこのテープが取られた、その7月15日に山崎前町長なり、関係者が聞いているんです。山田、当時の議長も聞いています。本来なら、その聞いた時点で警察に訴えるべきなんです。それを後からやっとして私が聞いた私が、なぜ警察に訴えならんのか。そういう立場でもありません。最初に聞いた山崎前町長なり、山田、当時の議長が、聞いたときにそれは違ったら警察に通報すべきじゃないか。そういうことでございます。

それと2番目、これはお恥ずかしい話ですが、ここに書かれてある、おお むねそのとおりであります。今は深く反省をいたしております。

そして、3番目です。

これは、豊郷町議会が当番町ということで、議会の犬上郡の議長会の幹事町であったのが豊郷町でありますが、その3町の協議会の議会の経理に、会計に不正支出というんじゃないんです、不適切と当時言われていました。そういうところが見つかって、実は共産党の議員の方がその当時副議長をされておられて、会計に異議を唱えたということから、調査をしたら、そういう不適切な支出があったという中に、実は私の領収書も出てきたんです。それは事実です。最後の方に、某キャバレーに不正な支払いとされていますが、これは東京の白いばらというキャバレーでございます。時たま行きますが、少なくともそういう2次会、3次会のお金は個人が好き寄りで、割り勘で行っているものです。その当時行った数名がそれぞれ1万何がしの金を出し合って、たまたま私がその中でよく知っている店があったら、お金を払ったら建部孝夫という名前で領収書をつくっていただいた。それがたまたま郡の協

議会の中に、その領収書が出てきた。だから、その領収書が証拠だといって、 私も当時の豊郷町の議長から聞かれました。そのときにも議長にもその弁明 は言っていたんですが、そういう個人が割り勘で行った領収書を上げて不正 な支払いとされるのは、これは全く話になりません。

そういうことで、一連の中で、私、この3点で2点目のことについてはおおむね認めて反省はしておりますけれども、それ以外のことにつきましては、私は今でも官製談合は間違いなくあったという思いは持っております。ましてこの問題、司法の場で云々、解決云々と言っていますけども、仮に司法の場で嫌疑不十分につき無罪ということもありましょう。しかし、今は入り口の段階で検察がそれを放棄しているわけです。でも、私もその検察、検事に聞きました。不起訴処分というのは幾つもある。でも、何の理由での不起訴処分かと聞いたら、嫌疑不十分だと。証拠が薄い。そういうことです。だから、嫌疑は残っているんです。

それと、今までの皆さん方からの発言の中で、もうこの官製談合は紛れもなくやられているし、これは事実である。私は確信いたしております。ですから、早くこの問題を決着をつけようと思うと、やはり検察が再度審査会の指示があれば再考をして、もう一度審査をやり直してはっきりと裁判に持っていっていただくというのが私の願いであります。

以上でございます。

〇丸山副議長 建部議長の弁明が終わりましたので、地方自治法117条の除 斥の対象によって、建部議長の退席を求めます。

(12番 建部議員退場)

〇丸山副議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

6番 木村議員。

〇木村議員 6番 木村です。

第6号に、提出者、濱野圭市議員とありますので、その後を見ますと、次 に濱野議員が提出者になっておられるのは私の部分でありますので、まとめ てちょっと質問したいと思います。

私の先ほどの意見書を出させてもらいましたときの私の思い、私の体験したことをお話ししたときに、まるで私が話をつくったようなことを言われたんですが、単なる覚えがないと、忘れちまったというだけじゃないですけど、私がまるで話をつくったようなことを言われました。

それがちょっとお聞きしたいんですが、場が外れるかもしれません。本題は、先ほども西澤議員のときにも申しましたですけど、資格もないのに入札に参加させた事実、入札に参加された事実、過去においては行政が悪いとい

うような言い方をされておりましたですけど、行政ももちろん悪いです。当時の野瀬主監が言われました。ぬかっていましたというような表現をされておりましたけど、僕の判断でいきますと……。

- **〇丸山副議長** 木村議員。今の建部議員の辞職決議案に対しての、全然ずれて おりますので。
- **〇木村議員** 済みません。これからです。資格なしで入札に参加。
- **〇丸山副議長** これからはわかるんやけど、ずれたところに関してはやめてください。
- ○木村議員 わかりました。資格なしで入札に参加した事実があります。この点に関しまして、当時、百条委員会のときにももう一度聞きたいなというふうに思ったこともあったんですが、ちょっとその機会がなくて聞けなかったんですが、いわゆる国政において、今、小沢元民主党代表が国会の方で、政治的、道義的責任を述べよというようなことを言われておられます。ですから、私もここの甲良町議会で、濱野議員の資格なしで入札に参加した事実を政治的、道義的責任で述べてもらいたいと思います。
- ○丸山副議長 6番 木村議員ですが、今はあくまでも建部議長の辞職決議案ですので、その建部議長に対しての、いろんな国会の、小沢のと、そういう話じゃなしに、ごく要点だけ、済みません。
- ○木村議員 建部議員の1の部分、2、3はないんです。1の部分、先ほども 西澤議員のときにも質問したんですが、この入札に参加されたことによって この1の部分、いろんなこと、それ以降のいろんなことが起こっているわけ です。ですから、政治的、道義的責任を述べてもらいたいということでござ います。関係はなくはないです。
- **〇丸山副議長** 今の木村議員からの説明で、濱野議員にはわかる範囲で説明ができるのであれば説明してほしいなと思います。説明する必要がないというのやったら、そこまででよろしいです。どうぞ。

4番 濱野議員。

- ○濱野議員 今の質問でございますが、ちょっと今の問題とはずれた質問であるかなというふうに思っております。当然私はそれの疑惑をかけられた当事者でございます。そういったことでいろんな角度からお調べをいただいてなったこと、そういう話題の人物であったということに対しましては、そういうことでいろんな形で騒ぎが起きたということに対しては私も少しは責任を感じております。しかしながら、そんなことは一切ございませんでしたので、全くその政治的な道義とか、責任とかいうのは、私自身は全く感じておりません。
- ○丸山副議長 一応、今、濱野議員から説明が終わりましたので、これに関す

る質問であれば、木村議員、6番、お願いします。

○木村議員 今、答弁をいただいたんですが、僕はそんなことは聞いてないんです。資格がなかったのになぜ入札に行かれたのかということを議員として、政治的、道義的責任を述べてもらいたいという質問でございましたので。

(「議長、本題から外れています」の声あり)

(「議長、議事進行」の声あり)

- 〇丸山副議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 この建部議員に対する辞職勧告決議の大前提を木村議員は説明を されています。その大前提から疑惑あり、そして、疑惑は全くなかったとい う立場からこの決議案が作成されていますので、そういう点では提出をされ た濱野議員がそのことについて正面から答えるべきだというように思います ので、質問に対する答弁を求めてほしいと思います。
- ○丸山副議長 西澤議員。今、言うていることはよくわかるんですけど、その当時、僕は、これは僕の思いですが、入札参加できたということは、それは行政の方が参加を認めているということで参加できたのではありませんの。それはまた別なんですか。要は……。
- ○西澤議員 私が質問しているんじゃないんです。
- 〇丸山副議長 4番 濱野議員、どうぞ。
- ○濱野議員 かなり視点が外れているなという思いはいたします。私がなぜ入札に参加したのか。それは行政の方で、入札審議会でお決めをいただいて、指名通知をいただいて行っただけのことでございます。
- 〇丸山副議長 6番 木村議員。
- ○木村議員 その答弁に、また同じことを言われたなというふうに、行政から連絡があったから行ったんだというふうに言われました。それは行政の落ち度であり、当時の野瀬主監もぬかっていたというふうな答弁がありました。私が聞いておるのは、行政がぬかっていたんですけど、自分のところが資格があるかないかは自分のところが一番よくわかっているわけでございます。ですから、なぜ資格がないのに入札に参加されたのかということがお聞きしたいわけでございます。
- 〇丸山副議長 濱野議員、4番。
- ○濱野議員 何度も何度も本筋が違うなという思いがしますけれども、資格があるとかないとか、行政でしっかりと審査をされて、そこでこの業者なら指名に入れても大丈夫ですというような判断のもとで私どもが通知をいただいた、そのように記憶をいたしています。

(「議長、3回です」の声あり)

○丸山副議長 6番 木村議員ですが、今言うているとおり、質問が3回超え

ていましたので、今言うところの、要は参加したことに関しては、それは行 政の方にあって……。

- **〇木村議員** そうです。行政も悪い。それはわかるんですけど。
- **〇丸山副議長** 最後の質問、これは4回目ですので最後です。もう一度だけだったら許しますので、6番 木村議員、どうぞ。
- ○木村議員 今、また本筋から離れているというようなことで答弁はいただいたんですが、行政から、いわゆる入札に参加しなさいというて行かれたのは、それは多分私でも行くと思います。ですが、自分のところが資格がないのは自分のところが一番わかっているわけですよ。ですからそこのことを、なぜ資格がないのに行かれたのか。行政が悪いのはわかりますよ。行政が悪いんやで。でも、自分のところに資格がないのが一番わかっている、その会社なのに、なぜ行かれたのか。それが聞きたいわけです。
- **〇丸山副議長** 4番 濱野さん、どうぞ。濱野議員に対しても最後です。この問題に関してはね。
- ○濱野議員 なぜ行かれたということは、先ほど答弁させてもらったとおりです。呼ばれたから行っただけです。
- **〇丸山副議長** ほかにありますか。 西澤議員。
- ○西澤議員 何点かお尋ねいたします。

この決議案にあります1のところで、建部議員も言われましたが、真ん中のくだりですね。野瀬元主監に対する、強要する発言は議会議員として許せる言動ではないというように書いています。百条委員会の中身について調査を行う途上であります。そういう点で、強要をすると書いていますが、なぜ強要だということを濱野議員は理解をされたのか、これが1つです。

2つ目は、検察は司法のプロである。プロだからどうなんですか。プロが 官製談合はなかったと。不起訴にしたからもういいと。だのに騒いでいるじ やないかというのがこの主張の筋だというように思いますが、検察が不祥事 を行ったり、それから改ざんをしたり、うその証言をしたりというのが新聞 やテレビでも報道されています。検察、司法の不祥事が一切ない。正義の仕 事を貫き通すというように濱野議員は思っておられるか。これが2点目です。

3点目は、一連の騒ぎを起こしたと書いています。木村議員が言われたかったのはこういうところだと思いますが、指名を受けた時点で辞退をされる市会議員、町会議員がおられます。具体的に名前が知っていますが、私はあえて言いません。近くの市町村でも指名を受けた時点で、もともと議員というのは情報が早く集まるので、疑惑がなかっても疑われる。だから、その方が言われていましたけども、指名を受けた時点で入札に私は入らないという

ことを言われているのを聞いたことがございます。

そういう点で、一連の騒ぎを起こしたもとは、濱野議員が入札に参加をしたこと。そして、以前でも問題になっていました5月から、これは官製談合だ、談合があるぞということで業者の中で話が出ていたこと。これを議会として、議員として、これは行政の歪みだ、談合を許してはならないということで取り上げた建部議員を悪者にしている中心の表現だと思いますが、この点、どのように思われているのか、3点目です。

そして4点目に、建部議員が言われましたので繰り返す必要はないと思いますが、ここの決議案の段階で3町の豊郷町議会から云々のあります、某キャバレーに不正な支払いがされた事実があると。これはいつ幾日のことを特定をされているのか、お尋ねいたします。

以上です。

- 〇丸山副議長 4番 濱野議員。
- ○濱野議員 お答えをいたします。

まず、仏の顔も三度まで、いいかげんに白状しろ。本当に警察の取り調べでも何でもないんですよ。町議会議員という立場であたかもおまえが白状せんからこの人たちが4カ月間むだな勾留をしたんだと。実際どうですか、これ。今実刑が下って収監されているでしょう。そのとおり、それを野瀬さんに、おまえが答えんからこの子がむだな4カ月を過ごしたんだと。そういう言い方は、私は議会議員として許されるものじゃないなというふうに思っております。

それと、検察のことをおっしゃいましたね。私はプロだというふうに思っております。素人ですか。プロ中のプロだと思っております。それもいろんな角度で5回も告発もされて、審議もしっかりとされています。何一つ裁判にも。一体何か問題があるんでしょうか。なければこんな答えは出せませんわね。まして議会とか町とか、重い立場のところからの告発でございます。十分な審査をされております。そういったとこらで、私はプロ中のプロというふうに思っております。

5月から情報が流れていたとかいうふうなお話がございましたけれど、実際そのような5月から、そんな情報が流れること自体がデマ発言であるというふうに私は認識をいたしております。入札審議会が6月の終わりにあり、入札が7月9日でしたか、そうしたとこらで5月にどの業者がいつ幾日どの物件の、どういう入札があるかすらもわかっていない。そんな段階での話で業者間談合だ、官製談合だと、そんな話って、さらさらおかしな話でございますわ。6月の審議会が終わってから誰かが情報を流して、誰と誰がメンバーに入っているとか、そんな話なら話もわからんこともないでしょうけれど

も、6月の終わりに、いつ幾日に入札を執行する。じゃ、これとこれとこの 業者を指名する。それが決まってからの話ならわかるんですけど、全く白紙 での状態の5月からデマ話が出ていたとかいうような話は、全くおかしな話 だというふうに思っております。

あとは、3番目の某キャバレーの不正な支払いという部分に、これは豊郷町議会の方からいろいろとおかしいんでないかという。現職の職員さんは処分をされたようでございますが、そこから預かった資料がございます。それによりますと、06年11月22日。富士商事株式会社、これがまさしく白ばらの母体の会社でございます。建部様、8万7,430円の領収書がございます。逆に、個人で、プライベートで行ったら、何でこんな書類の中にわざわざキャバレーの領収書、みんな個人負担で、実費で払っている領収がこんなところに添付がされていること自体がおかしいです。そのような豊郷からのお話でございました。その3町の書類の中には、白ばらの、キャバレーの女の人たちの名刺までが全部コピーされて、ここへ行くならこの人を呼べよというようなことまで資料として残ってございました。そういったことで疑いをかけられても仕方がないんじゃないかなというふうに、前豊郷の議長からもそのような報告がありました。

以上でございます。

- 〇丸山副議長 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 よく言うよというように私は感想を持ちます。それで、最初のところで聞きました。まともに答えてもらっていないんです。百条委員会は議員が調査をするそれぞれの発言です。これを強要をした。これはあなたがそういうように受けとったというだけではないのですか。

それから2つ目は、質問に全く答えていません。司法のプロも間違いをするし、犯罪も行います。このことについて知っているかと聞いているんですよ。わざとこの問題については外された。人脈の点でもいろいろと言われているところでありますので、このことについてはあなたの認識、知っている範囲があるかどうかを聞いているんです。最近、司法のプロが間違いを犯したり、犯罪に手を染めるというのがあります。そういうことをご存じですかと聞いていますので、これに答えてください。

それから、次の質問もわざわざ外されました。一連の騒ぎを起こした。つまり、町会議員が入札を参加をして、しかもあなたは投札までされています。 札を入れているんです。そういう疑惑を持たれることについては辞退をする 選択肢もあった。そういうことを既に選択されている市会議員、町会議員が いるというように私は言いました。あなたはそういうことをしなかったこと について疑惑のもとになったというように認識はございませんか。 以上です。

- 〇丸山副議長 4番 濱野議員。
- ○濱野議員 1点目の検察に関することなんですが、それは全国ではまれにそういったことがあるかもしれませんが、私は全く司法の検察官はプロ中のプロだというふうに今でも認識をいたしております。

それと、私がなぜ入札に行ったかと。私は建設業を営んでおります。仕事 だから行ったわけでございます。

- 〇丸山副議長 3回目、11番 西澤議員。
- ○西澤議員 またもや外されましたね。強要する発言、こういうように書かれているわけですけども、百条委員会が議員が対等で、そして、証人や参考人に聞きます。議会と町政を舞台にした官製談合事件の疑惑が議題になっているわけですから、事実を明らかにしてくださいというように発言をするのは当然のことでありますので、そういう点について許せる言動ではない。こうなっていますが、私は許せる言動の範囲で調査を続けられたというように思いますが、この点について見解を聞かせてください。

もう一つ、司法は間違ったこともあるだろうと。第三者のようなとぼけた 発言をされていますが、テレビや新聞で聞いた、そういうことがあるかと聞 いているんです。このことについてお答えください。

そして、一連の騒ぎを起こしたもと、入札に参加をしたことについてお断りするという選択があったのではありませんかと聞いているんです。そのときのあなたの心理、お答えください。

- 〇丸山副議長 4番 濱野議員。
- ○濱野議員 まず、仏の顔も三度まで。いいかげんに白状しろ。おそらく今日の管理職、ここにおられる方がそのようなことを言われたら、おそらく腹が立つと思いますわ。まるっきり自分が犯人なような言い方をされて、野瀬さんも、後でお話を聞きましたが、本当にあのときの質問の仕方は涙が出てきたと言うてはりましたよ。誰でも自分が犯人やないのに、仏の顔も三度までや。ええかげんに白状せえと言われたら、あんな百条委員会の調査の場でね、どう思われます。普通もう少し常識がある議員なら、もう少し、これで3回目だけどどうなんやとか、そういう言い方が普通であるというふうに私は思っております。

あと、新聞とかテレビで見たかとか、それは新聞やテレビは見ますので、 全国的にまれにあるというようなことは見たことも聞いたこともございます。

それと、私がなぜ入札に行ったか、その当時どうやったかと。そういった 認識はほとんどございませんでした。私は当然、建設業という仕事に携わっ ております。そういった観点から、日ごろいろんなところで入札に行ったり とか、個人の方の仕事のいろんなお話をさせていただいたりとか、やっております。そういうようなことで私は仕事であるという認識のもとでそこに参加をさせていただきました。

〇丸山副議長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

〇丸山副議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

6番 木村議員。

○木村議員 反対討論をさせていただきます。

先ほど西澤議員のときも言いましたけど、今ずっとお話が、今日だけでもなく過去からずっとあるんですが、先ほども質問しましたけどはぐらかされてしまいましたので、やはり資格がなかった工務店さんが、しかも常識のある議員というふうに先ほど申されましたけど、常識ある議員が資格なしで入札に参加したということが大もとでございます。そこから数々のことが起こっております。ですから、この決議案も反対をしたいと思います。

- **〇丸山副議長** 討論はほかにありませんか。
 - 10番 山田議員。
- 〇山田議員 10番 山田です。

私は、当時、議長の席におりましたが、犬上郡の議長会の中で、毎年3町 の議員さんのグラウンドゴルフの親睦会ということで、甲良町、多賀町は、 互助会費として、助成金として議会に1人3,000円の援助をしていただ いております。たまたま豊郷町さんはそういう援助がなく、個人的に3,0 00円をお支払いになって参加をするという形になって、豊郷の当時、河合 議長が、おかしいやろと。そのお金の決裁をしてくれというようなことで、 当時の辻局長に責め寄ったところ、3,000円で表彰、そして後の懇親会 云々、懇親会も3,000円実費で払って参加はしておったんですけども、 そのときに、懇親会のときに各町の町長さん、そして教育長さん、また県会 議員の先生方が懇親会のみ参加されて、欠席の方もおられましたけども、お 気持ちで寸志という形で、そういうものをいただいておりました。私は後か ら聞いたんですけど。その金額はまちまちなんですけども、平均1万円前後 だったのではないかなと思うんですけども、常にグラウンドゴルフが終われ ば6万から7万の金額があったと。そして、それを会計の通帳に入れず、当 時の担当事務局がプールというか、ポケット、現金でプールをしていくと。 それを私が聞いた話では、当時聞いた話では、局長会の研修があったときに は東京で2次会、3次会の会費の負担に充てるというようなお話はそのとき 聞きました。

そういう、先ほども自分が代表して払って領収書があったという。先ほど 濱野議員もおっしゃったんですけども、そのような2次会、3次会のプライ ベートな領収書がそういう会計報告の中に添付する必要はないんです。そし て、その中からのどのぐらい使ったかというようなことも一切書いてありま せん。入金して、それを支出してあればよくわかるんですけども、会費から というのがわかるんですが、それは現金で支払ってありますので、ただその 領収書を添付してあったという形で、その問題が起こったときには大橋総務 課長、局長が町長に、1カ月の減給か、そういうふうな懲罰をいただいたと いうようなことを聞いておりましたけども、当時の局長であった建部議員は、 もうやめておられ、もうやめたので責任はないというようなことは、私は議 長会に対して、犬上議長会に対してそういうようなことを行っていた。局長 という立場なんです、あの人は。それをあたかも自分たちが払ったという形 でおっしゃるのならば、私も何カ月かにわたって調査をしました。いろんな、 多賀町も行きました、豊郷、甲良町の資料、その資料はほかにないのかとい うようなことを聞いたら、過去の資料は一切ないと。甲良町に平成16年、 17年ですか、それから後はあったんですけども、その前がないと。そうい うような答弁でありました。

会長と私は、これは不思議やと。こんなものは順送りで持ってなあかんものやろうというようなことで、我々はどこかに隠ぺいしたのではないかという不信感を、2人、当時抱いておりました。説明を求めてもお互いが、事務局にしろ、建部議員にしろ、なすり合いでわからないというようなことでございました。

議長がそのようなことをされたにもかかわらず、今現在犬上3町の議長会の会長をしておられます。そういう仕組みはよくわかった方であります。これ以上そういうことが行われないように責任をとっていただきたいと私は思って、賛成討論とさせていただきます。

- **〇丸山副議長** 討論はほかにありませんか。
 - 11番 西澤議員。
- ○西澤議員 11番 西澤です。

私は辞職に値しないと考える点に説明をさせていただきます。

この1のところであります、それぞれの表現は、官製談合はなかったと言い張る中身から出てきた表現であります。

例えば上の方から行きますと、正義の味方のふりをして。正義の見方のふりをされていたわけではありません。40万がカットされたことが北川町長が就任された後、わかりました。そして、公表すべき金額から、その40万を差し引いて公表されたという事実も明らかになってまいりました。

また、CDを、先ほども建部議員が言われましたけども、CDをゆっくり聞いてみたら、確かに野瀬元主監がY氏に対して、官製談合について4人しか知らんことでしたというように、非常に平穏にしゃべっているテープを、録音を聞いている。つまり、一つ一つの事実が明らかになりながら、解明を続けたというのが建部議員の活動でありました。もちろん私は、建部議員の政治的信条などについて一致するものではありません。しかし、百条委員会の活動については本当に敬意を表しています。

そして、強要する発言で許せないというように書いていますが、野瀬元主監で言いますと、退職が3月31日、22年3月31日でありました。私は、その3月31日に彼と会いまして、職員生活最後の話をさせていただきました。よう頑張ってくれたという中と、そして、百条委員会が設置をされるので、そこで本当のことをしゃべってほしいという話をしましたら、楽しみにしてください。本当のことをお話ししますというように言われました。これは、していないとも、やったんだということを断定するわけにいきません。しかし、事の真実をしゃべってもらえると私たちは思っていました。しかし、その期待は見事に裏切られたのであります。

また、この中にあります、検察は司法のプロである。だから間違いがない んだということから出発した議案は、とても受け入れられません。

そして、議会議員は検察でも警察でもない。当たり前です。議会の中で、また、行政の中で起きた問題点を整理をし、そして、それぞれの立場で発言をし、調査活動や、そして政策活動を行います。ですから、そういう点では警察でも検察でもありませんが、事実関係を調べていく。こういう百条委員会の地方自治法上の任務であります。それを遂行したことにほかなりませんし、いろんな、さまざまな妨害がありました。濱野議員が提出されていますが、濱野議員そのものがさまざまな問題を提起をしていただいたわけです。そういう点では、その提起に応えて一つ一つ解明をしてまいりました。

3番のところに書いてあります点は、私も関与は全くわかりません。しかし、豊郷町議会から明らかになって、その問題が日本共産党の議員から指摘をされたということで、その指摘をされたコピーも回りましたし、議会でも、この改善のために論議がされました。そして、その不適切な支出についての指摘があったときの会計監査委員は、何と当時の山田議長であります。山田議長の印鑑も押してあり、全く不正がない。つまり適正に会計処理されているというように書かれておりました。今でもその現物はございます。

先ほど賛成討論で、何か人ごとのように建部議員だけがそういう不正に加 わっているというような言い回しをされていましたが、そのことをただして いく犬上郡の議長会、これでの監査委員としての役割を全く放棄していない ということがこの資料の中でも明らかになった点で、他人事のように言うの はやめていただきたいというように思いまして、この決議案に反対討論とし ます。

〇丸山副議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇丸山副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

追加日程第3 発議第6号を採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。

濱野議員から提出された発議第6号 建部孝夫甲良町議会議員に対する議員辞職決議(案)に賛成の方はご起立ください。

(賛成者起立)

〇丸山副議長 着席。

賛成5人、反対5人で、可否同数であります。

可否同数の場合は、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が採 決することであります。私の意見は賛成でございます。

よって、賛成多数であります。

したがって、本議案は可決されました。

議長の入場を許します。

(12番 建部議員入場)

〇丸山副議長 ただいま建部議長が入場されました。

ご報告いたします。

濱野議員から提出された発議第6号については、起立多数によって可決されましたことを報告いたします。

ここで、議事の都合により議長と交代します。

〇建部議長 時間がかなり経過していますが、続けて。議事進行の方、ひとつ ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

追加日程第4 発議第7号 藤堂一彦議員に対する議員辞職勧告決議(案) についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第7号 藤堂一彦甲良町議会議員に対する議員辞職勧告 決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年6月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 山田議員、賛成者 丸山恵二議員、賛成者 西川議員、賛成者 金澤議員、賛成者 野瀬議員、賛成者 濱野議員。

以上です。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

山田議員。

〇山田議員 発議第7号 藤堂一彦甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議 (案)。

本議会は、甲良町議会議員藤堂一彦君を以下の理由により議員辞職を勧告するものです。

1、官製談合があったとして百条委員会に一方的な官製談合ありきで報告書をまとめ、それに基づき二度も議会より関係者4人を告発した。しかしながら、二度とも司法の土俵に乗ることもなく、いかに報告書等が不適正であるかが明らかになった。この百条委員会の委員長として数々の不適正な運営について、この甲良町が大混乱し、多くの町民に不安と議会に対する信用を失墜させたことは許せるものではない。

2、百条委員会にて金澤議員が再三要請し、調査対象であった伊藤組の調査をしなかったことは不公平扱いの何物でもない。

3番、少数意見要請書の対応について、平成22年12月3日付にて少数 意見の議員らが弁護士の意見を聞きたいと申し入れたことについては、一方 的に疑惑ありで報告書をまとめている。公平公正さを著しく踏みにじる行為 と言わざるを得ない。

4、平成23年広報研修会、東京ですね、を腰痛だと欠席しながら、現丸 山光雄議員(共産党)と官製談合のビラ配りをしていたことは公務放棄の何 物でもない。

5、平成22年11月26日、議会事務局において、職員に記録提出請求書に甲良町議会議長、山田壽一の記名、甲良町議会議長の印を押捺させ、平成22年11月24日付の記録提出請求書(甲議122号)1通を作成したことは職権職務外の指示で偽造の何物でもない。よって、刑法第155条第1項(有印公文書偽造)に該当するものと考えられる。

以上を決議する。

平成24年6月15日。

甲良町議会。

〇建部議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑の前のあなたからの 発言を許します。

藤堂議員。

○藤堂議員 今、私に対する議員辞職の決議案が提出されました。私は、これ

に応ずるというような考えは毛頭持っておりません。この百条委員会が設置されました。そのとき議員全員の賛成で、この官製談合を究明していくという皆さんの決意でこれが設置されたというふうに思っております。

その中で、私が委員長をせえという白羽の矢が立てられました。委員長を やってきたわけでございますけれども、これが5項目にわたってあるわけで すけども、その中、幾つかは官製談合にかかわる問題が書かれております。

私が委員長をやっているときは、皆さんの合意によってその中身、あるいは日時等、相談をしながら、私が一方的にやってきたつもりは毛頭ありません。そういったことで、1番の数々の不適切な運営というふうに言われておりますけども、今申し上げましたように、皆さんの合意によって運営をやってきたというふうな思いであります。

そして、2番目の少数意見の伊藤組の調査をなぜしなかったという部分でございますけれども、それについても皆さんの合意によって、次はどういう方向でやろうか、誰を呼ぼうかという、いろいろと議論をしながらやってきたつもりでありますので、少数意見がすべて通るものではございません。やっぱり会議の運営というのは賛成、反対、いろいろありますので、在所に応じて運営していく。それが会議の運営だというふうに思っておりますので。

それから、3番目につきましても、今申し上げましたように、会議の運営というのは当然多数決によって決まりますので、そういった運営方法をやってきた。そのつもりであります。

それから、4番目のビラ配りですけども、これは確かに私もビラを配りました。といいますのは、私がけがをして研修が行けない。長く座っていられない。今でも腰の痛みは消えておりませんので、欠席届を出して、そのことについては既に3月議会でしたか、こういう問題が出まして、局長から欠席届が出ていますという、皆さんにそのことは伝わっているはずでございます。にもかかわらず、こういうふうな、またぞろそういうふうなことを言われる。本当に遺憾であります。

そして、最後ですけども、私は当時の山田議長に、あんた、このことを書くぐらいなら、あんたの方も私は言いたい。あんたは職務違反をしているのと違うんかと。というような思いでおります。といいますのは、議長決裁が必要な部分については議長決裁をいただかないと次へ進んでいかない。当時の局長は、電話もし、あるいは家までも行ってでも早く決裁をしてください。にもかかわらず、議長という職務を持ちながら職務違反をしている。そういったことで私はこの決議案、辞職勧告を受けるわけにはいきません。以上であります。

○建部議長 藤堂議員、除斥により退場を求めます。

(7番 藤堂議員退場)

〇建部議長 本案に対する質疑はありませんか。 丸山恵二議員。

〇丸山恵二議員 何点かお伺いします。

百条委員会に対する全員の賛成はもちろんのことでしたが、今の藤堂議員 の説明だと、官製談合があったから解明するためにするための百条委員会。 これは間違っていると思うんです。

- ○建部議長 質疑やなくて討論と違うか。
- 〇丸山恵二議員 済みません。
- **○建部議長** 本当はその続きがあったんだろうと思うんだけど。 ほかに。質疑。

木村議員。

○木村議員 ちょっと把握ができない部分がありましたので、2点、お願いしたいと思います。

1のところで、2行目ですけど、1の2行目ですね。二度も議会より関係者4人を告発したというのは、申しわけない、私、一度だとは思っておるんですが、そのことともう一つ、2の部分で、私の思いは伊藤組の調査をしなかったということに関しまして、伊藤組さん、実際は呼んだ方がええかなというふうな思いは個人的にあったんですが、構図、中身のやり方は、サポートセンターと呉竹のセンターと、同じような構図であったというふうなことで、私の思いは裁判に移っていったならば、そういう部分にも波及するんじゃないかというふうに思っておりました。それは私の思いだけで、質問は1の部分でございます。二度もということです。

- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 今の質問に対してお答えいたします。

二度というのは、一度私の名前で、あれは平成22年12月に提出され、 そして、再度藤堂議長にかわったということで、一度訂正というか、そうい うことがございまして二度提出してあると。そういう形で私は記憶しており ます。

そして、2番のことなんですけども、再三おっしゃられてました、金澤議員がおっしゃられてましたけども、私も百条委員会の設立のときに、設立目的の中に、太陽光、そして呉竹のセンターの建築もふまえて3件を調査するという百条委員会の当初の委員長の答弁にも書いてあります。それをせずに支援センターのことだけが取り上げられ、12回も審議がされた。ほかにもいろんなことをお聞きしていただければ、そういう流れがわかったんじゃないかなというような思いをしております。

以上です。

○建部議長 ほかに質疑。

西澤議員。

○西澤議員 何点かお尋ねいたします。

1のところにかかわりますが、二度とも司法の土俵に乗ることなくというようにありますが、司法の土俵に乗らないからこそ検察審査会に判断をゆだねて申し立てているところであります。そこのところで司法の土俵に乗らへんから全くの疑惑はなかった。官製談合はなかったと主張されるのですか。この1つです。

それから、いかに報告書等が不適切であるかが明らかになったと書いていますが、どの部分が報告書の中の不適切であると。全部が不適切と言われるのか、それともこういう部分は不適切だと思わない。その不適切の中身は事実が書いていないと山田議員は思われているのか。この点について説明してください。

それから、3点目のところですが、少数意見要請書の対応についてとあります。少数意見についての扱いについては、地方自治法と議会の会議規則に定められていることについてご存じかどうか、そして、そのことがどういうように趣旨で結構です。どういうように書かれているのか、説明ください。

それから、5点目のところでありますが、こういうように職権職務外の指示で偽造の何物でもないと言われましたが、当時、山田議長は議長をされて、議会の代表者であります。百条委員会についても、招集についても、それから証言者の告知についても議長が議長名で提出をします。そして、きわめつきは、告発をしたときにも議長でありました。議長名で提出をしています。そういう点では、この百条委員会で定められた記録の提出の請求書について、当時、山田議長はどういう理由でこんなことをする必要があるのか、説明を求めたいとか言って議会事務局に話されたことがあります。こういう点について職務を全うしなかった結果、こうなったこと。そして、議長が嫌だというように言えない。つまり代表者として。

例えば例で言いますと、消費税は賛成と思っている議長さんが、議会の可決で消費税は上げては困るという議決が決まった場合でも、それは議長名で出します。ですから、ここで言う議会の記録提出の請求書は委員会で決まりましたので、議長の代表を務めている方が形式上その名を連ねる義務がございます。その義務を守らなかったというのが本質でありますので、この点について説明、お願いします。

- 〇建部議長 山田議員。
- **〇山田議員** 質問にお答えいたします。

まず最初に、二度も、二度とも司法の場に上がらなかったと。私の解釈では、1回目に返還されたやつを再度議長名を変えて提出されたという解釈をしております。それが4月に返ってきたのではないかなという解釈をいたしております。

そして、不適切な運営。百条委員会が不適切な運営と言われましたですかね。ちょっと質問が混乱していて、あっちこっちの質問で、2番目に西澤さん、何を質問されたか。

- ○建部議長 答えられる範囲でいいです。
- 〇山田議員 よろしいですか。私、5番目が一番印象にあるんですけども、当時、私が議長をしておりまして、局長からこうこうで、百条委員会から決裁をしてほしいという依頼がございました。そして、藤堂委員長からも電話があり、決裁してえな、押してえなというような電話もいただきました。私は百条委員会の中でコピーをされた。その提出書類のコピーをされたものを参考に百条委員会が開かれたこともあったと百条委員会の議事録で読んでおります。なのに、なぜ再度提出、その書類を提出しなければならないのか。ちょっと疑問に思いましたので、説明をお願いしたということでございます。

私も立場として何も、それは押さなければならないというのはよくわかっております。だから、説明を受けてからしますと。何も私は一切押しませんというようなことは一切申しておりません。説明をしていただければ直ちに押しますと、そういうふうに私は答えていたはずでございます。それを私が押さないから、説明をしないから、せずにそのような行為に至るということは、本当に議員としてあるまじき行為ではないかと私は深く思っております。

百条委員会の運営の方針なんですけども、私は再三公平に、そして委員長もみずから百条委員会を熟知し、そして、勉強していただいて、素人がやる百条委員会でございます。そのような裁判もどきのようなことをされるのが非常に危ない、危険なことだと聞いておりました。再三研修をしていただいて、それから、十分読誦いただいてから百条委員会を開いていただきたいと再三申していたにもかかわらず、研修もせず、独学でそのように進められたということは、本当に、私、残念でなりません。私、議長として、そのとき再三注意をさせていただいておりました。

以上で、そういう理由でございますのでよろしく。

- ○建部議長 ほかに質疑はありますか。
 西澤議員。
- ○西澤議員 抜かしておられるところがありますので、3のところです。少数 意見についての扱いは、地方自治法や甲良町の会議規則で決められています。 そのことについてはご存じですか。これはどういう認識を持っておられるか、

答えていただきたいと思います。

それからもう一つ、1のところで、報告書等が不適正であるかが明らかになったとされています。どういう部分が不適正だということが明らかになったのか、説明してください。

- 〇建部議長 山田議員。
- 〇山田議員 まず最初、少数意見要請書のことなんですけども、そういう委員会の中で多数派で委員会意見が成立した場合、反対の立場、少数の立場の委員は少数意見を提出できると、議会に提出できるということを私、記憶しております。

報告書が不適正であるかということは、報告書に本当に事実、証拠等でいるんな事実が記載されてあれば、それによって検察は調査するはずでございます。調査して、その報告書のとおりわれわれに疑惑があるのであれば検察もこのような嫌疑不十分というような返還の仕方はしなかったのではないかと私は考えております。提出された証拠書類、そういうものが明確な、不適正な、証拠にはならないというような判断でこのような結果になったと。そして、証拠にも不十分だと。この証拠書類だけでは我々を起訴するまでの証拠ではないという判断になったのではないかと私は確信しております。

- ○建部議長 阪東議員の質問を許します。
- **〇阪東議員** 1番 阪東です。

先ほど西澤議員が質問された中と重複すると思います。5つの項目によって藤堂議員についての辞職勧告をされているわけなんですけれども、官製談合については、私は直接そういうふうな形のもので見ておりませんので、先ほども退席をしましたんですけれども、この中で5番目の、要は有印公文書偽造と該当するものと考えられるというふうなことで、かなり古い、1年強前のことについて、そのときには該当するというふうな形のものが考えられなかったのか。当然山田議長のときのことで、勝手に印鑑を押されたというふうな形については、1つはやはり押される、押したというふうな立場の者についても責任があろうかと思いますけれども、それを押す環境にあったというふうな形については、その当時の議会としては議論はされなかったのか、質問したいと思います。

- 〇建部議長 山田議員。
- 〇山田議員 ただいま阪東議員の方からの質問にお答えいたします。

再三私も、誰が押したのか、当初わからないもので、当時、副議長の金澤議員と一緒に事務局、議長室で当時の委員長、藤堂一彦議員に、どういう経緯で押したんやと。押させたんだと。誰が押したんだというように問い詰めたことがございます。そしたら、私が責任を持つから押させた。名前は一切

公表いただけませんでした。私たちは予測はついていたんですけども、それは本人の口からは出なかったので控えておきましたけども、それを、私、そのことが起きまして、12月6日に町長あてに事務局の方の出向解除要請書というのを提出いたしました。甲良町公共工事にかかわる百条委員会の記録提出請求書の重要な書類に、11月26日、議長の公印を許可なく藤堂委員長の指示のもと不正使用し、押印をしたことが明らかになった。有印書偽造や公印取り扱いについての服務規程違反の疑いが大きい。事務局員は以前にも、公務員法第24条、秘密を守る義務の疑いがあることから、出向解除の要請を町長に提出であり、だから、公正な職務遂行は全くできていないと判断するということで、町長にもお願いしてそういう解決策を私、議長としてやっておりました。

藤堂議員には、再三それは私から言いましたけれども、議長は押さなければならない。議長は拒むことはできない。それは、私、わかっております。けど、何をやるにしても知らず知らず、私、百条委員会は出席しておりません。何を理由に、何が目的でその判こを押すのか、私は何もわからずに公文書に印鑑を押すだけのロボットではございません。やっぱり判断して、これはどういうことでこういうことをするんですかと。何に必要なんですかということで私はお聞きしただけでございます。

以上でございます。

- 〇建部議長 阪東議員。
- ○阪東議員 ただいまの質問で、一部、この藤堂一彦さんが責任を持つからというふうな形のもので言われたのはいつごろの話なんですか。藤堂一彦議員がこの公印を押すのに責任を持つと言われたのはいつごろの話なんですか。
- 〇建部議長 山田議員。
- ○山田議員 これは意見書がまとまって、報告書がまとまって、それから12月の頭だと思います。誰が押したのか、私もわからなかったので、金澤議員と、副議長と一緒にお聞きしたわけでございます。

以上です。

○建部議長 質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 済みません。先ほどは間違えまして申しわけないです。

そもそも百条委員会は、みんなで賛成してできた委員会でございますが、 いかにも最初、当初から官製談合が、先ほど藤堂議員も言いましたが、あっ たという方向で始めたという言葉でしたが、僕らが賛成したのは、あったの か、なかったのかを追及するための委員会だと思って賛成しました、もちろ んそれは。それはちょっと間違っていると思いますので、そこのところを言っていきたいなと思うんです。

それと、あくまでもこの百条委員会について、少数意見が通らなかったというか、あくまでも題名、どっちが先立ったか忘れましたが、呉竹総合センター、下之郷の子育て、ライフサポートセンター、これ、どっちが先か知らんけど、大体官製談合の題名ですよね。この2カ所の工事に関する官製談合疑惑という形で百条委員会が始まったと思うんです。その中で金澤議員が何べんも委員会の中でも言ったかと思いますが、伊藤組も名前が挙がっている以上、証人に呼んではどうかという意見は何回も金澤議員は言っていました。けど、そういうときも少数意見はとってもらえませんでした。その中で、やっぱり金澤議員は、これは多数決で決めるべきではない。名前が挙がっている以上はやっぱり両方とも呼んで聞くべきだということでしたけど、それも聞いてもらえなかったのは事実でございます。

それと、東京広報研修のことなんですが、腰痛のため欠席というのはよくわかるんです。腰痛で欠席をしている中、なぜビラが配れるのかということですよね。腰痛で欠席というのは、それはそれで本人が悪いと言う以上はしようがないんです。そこで、腰痛で研修には行けないのにビラは配れるのかということに関しては、やっぱりおかしいんじゃないかという意味で。だから、これに関して藤堂議員の辞職に賛成討論とさせてもらいます。

- **〇建部議長** 反対討論、ありますか。 西澤議員。
- ○西澤議員 私は、反対討論をいたします。

ここに書かれています、いかに報告書等が不適正であるかが明らかになったと述べていますが、この報告書等が不適正であったことについて、もちろん少数意見もありました。少数意見は委員会の規則に基づいて、地方自治法に基づいて事前に提出をされています。そこに記載されているのを見ますと、3ページか4ページほどだったと思いますが、百条委員会の報告書は議事録も含めまして膨大なものであります。その中身についてが、こういう点で不適正であったということについては反対論をされておられる方は、この間二度のチラシでその中身が書かれていました。

しかし、チラシの中身に百条委員会が不適正であったということについて の根拠を持った論述はありませんでした。

また、少数意見の対応でありますが、これは委員会の規則に基づいて、非常に丁寧に対応しています。つまり、百条委員会の報告書が採択をされる前に、わざわざ少数意見を提出することができますよということで委員の皆さんに配られています。

しかし、その後の対応についても提出期限と、それからまとめていくというのは当然であります。そして、委員会にしろ、本会議にしろ、多数決でつつ一つ進めていきます。それを少数意見が受け入れられなかったといって、その議員を辞職を求めるというのは全く間違いであります。

また、5つ目に書いています、当時、山田議長が職権を全うしなかったこと自体が間違いでありますし、質疑の中でも明らかになりましたように、結果を尊重するというのが議長の義務であります。再三山田議員は、なぜこういうことを提出する必要があるのか、説明を求めたと言いますが、求める必要も、判断する必要もありません。決議書の中では、こういう経過で記録の提出、それから請求書が可決されたことについて書かれています。それを尊重して決裁をするのが議長の務めであります。そのことをないがしろにして、棚上げにして、藤堂議員の責任に転嫁をすること自体が間違いだというように思いまして反対討論とします。

- ○建部議長 金澤議員。最後の討論です。
- ○金澤議員 私は賛成討論をいたします。

まず、5点ありますけれども、なぜ委員長がこの辞職勧告に値するか。それは、百条委員会で西澤議員が設置理由の中で、伊藤組と浜野工務店が官製談合の疑いがありとはっきりそういう提案をしました。それで、先ほど丸山議員が言いましたように、私たちは2社もそういう疑惑があるならば、やはりこれはしっかりと調査をしなければだめだということで賛成したわけです。

しかし、議会の中で藤堂一彦議員と亡くなった山崎議員を、長老という立場もありますし、まとめ役で2人を委員長と副委員長と、こういうふうにお願いして委員長になってもらったわけです。

しかし、その後の運営は、委員長として公正公平でやるべき立場の委員長が、一部の議員と結託して、まるっきり情報も自分たちで勝手に証人喚問をやったり、そして、私の提案理由の中に、西澤議員がありましたように、伊藤組を証人喚問するという明言が入っているんです。それを再三再四にわたって、私は要求しました。そして、今の町長から5月に始まって、建部議員、西澤議員、そして、ほかのいろんな、伊藤組も含めて証人喚問を求めましたけれども、何一つ実現しなかった。それは多数決で、数の力で全部否決されました。本当にこの調査委員会がまともに運営されているのならば、私の少数意見もきっちり取り入れて、やましいところがなかったら、委員長としてそれぐらいの見解は、私は持ってくれると思っていました。

しかし、やっていることは全然適正な運営はなかった。だから、私は今の 1番に対しては、これは十分責任はあると思いますし、また、2番目の伊藤 組の件に対しても、私の再三の要求にわたっても、委員長が事の重要性をわ かっておれば委員長権限で当然そういうことはできると。それを一部の議員 の賛成、はい、採決、採決、賛成多数で棄却、こういう感じで運営がなされ ました。

そして、広報委員のことは自分で認めていますので結構ですけども、5番、これは先ほど山田前議長が言いましたように、本人は、議長は何も除斥されて官製談合の容疑者ですから、要するにそういう疑いがあるということで除斥されました、委員会から。だから、内容がわからない。わからないけれども私の印鑑を、勝手に書類に判こを押されている。ちょっと一ぺん事実確認をしたいから来てくれということで、1回行きました。その中で、藤堂議員をどういう意味でこういうことをしたんだと追及しましたところ、いろいたほど藤堂議員も言っていますし、山田議員も言っています。内容はともかく彼は認めたんです。すべての責任は私にあると。だから、私と議長は、誰が、当時の議長の山田議員は、誰がこういうことをしたんだと。名前を言えと、誰がしたんだということを聞きましたところ、それは私の責任であるから名前は言えない。すべての責任は私にあると、こういうふうにやってきて、その責任を自分で認めながら今現在にわたっても何ら責任をとっていない。だから、以上のことを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○建部議長 ここで討論を打ち切ります。

お諮りいたします。

藤堂一彦議員に対する辞職勧告決議(案)、本案に対する賛成の方はご起立願います。

(替成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

藤堂議員の入場を許します。

(7番 藤堂議員入場)

〇建部議長 あれから2時間20分ぐらいたちますが、休憩なしで来ています けど、どうですか。休憩、やりますか。よろしい。あと2件。

藤堂議員に申し上げます。

ただいまの辞職勧告決議(案)につきましては、賛成多数によって可決されましたので、報告しておきます。

次に、日程第5 発議第8号 木村修議員に対する辞職勧告決議(案)を 議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第8号 木村修甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年6月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 濱野圭市。

賛成者 同じく西川議員、賛成者 金澤議員、賛成者 野瀬議員、賛成者 山田議員、賛成者、丸山恵二議員です。

〇建部議長 本案につきましては、濱野議員より提出されております。濱野議員の提案説明を求めます。

濱野議員。

○濱野議員 発議第8号 木村修甲良町議会議員に対する辞職勧告決議(案)。 本議会は、甲良町議会議員木村修君を以下の理由により議員辞職を勧告す るものです。

1、官製談合があったとして一部の議員たちと前町長、元総務主監、元正副議長が官製談合にかかわったと標的にし、社会的に陥れようと次々と多数派工作の一員となって甲良町を混乱させた責任は重大である。いたずらに自治体行政を動揺させたり、事実解明の名のもとに便乗し、感情をむき出しに走って冷静を失うなど、不誠実きわまりない。いかに誤った認識を持っていたか、また、告発した4人および4人の関係者に対する数々のプライバシーの侵害は名誉棄損は許せるものでない。

また、現在、服役中の宮嵜元議員とも親密な関係を持ち、彼を全面的に無罪と応援をし、官製談合ありきで宮嵜元議員らととってきた数々の言動は許しがたく、公務員としてあるまじきものではない。

以上、決議をする。

平成24年6月15日。

甲良町議会。

以上でございます。

〇建部議長 木村議員、発言はありますか。 木村議員。

○木村議員 弁明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本当に、まずびっくりしたのが、この文書をもらったときの感情でございました。私、一公僕というふうに、中におさめられているように思いますが、まず、あるところで、春ぐらいの話だったと思うんですけど、春、4月、5月ぐらいだと思うんです。あるところで濱野議員が、あいつらをやったるん

やと言っておられたらしいですが、その形の1つがこれだったんだと、今日 わかりました。

文中にある3行目、甲良町を混乱させた責任は重大であるというふうに書かれておりますが、混乱させた責任は重大であるのは私だけでしょうか。当時の議員全員だと思います。その大もとは、先ほどから言っておりますが、資格がないのに浜野工務店が入札に参加した、そのことから始まったことでございます。そのことが大もとでございます。何度も申し上げております。この百条委員会に参加されておられなかった議員さん、4名だと思うんですが、その方々にも十分知っていただきたい。大もとは、資格がないのに入札に参加させた、したこと。そこから始まっております。

それから、下から3行目、宮嵜元議員とも親密な関係を持ちというふうにありますが、この裏の提出者、あるいは賛成者6名がおられますけど、その6名の方々と同じような感情で宮嵜議員ともつき合っていたというふうに私は思っております。

宮嵜氏は、あのときは、議員であったときは推定無罪ということでおられたので、仕方ないなと。裁判等々で勝てたらいいのになというような思いがあったのが事実でございますが、でも、今年の1月にあった選挙のときには、宮嵜君、おまえは出ずに、おまえさんの陣営から誰か出した方がいいんじゃないかというようなアドバイスをしたことがあります。そういうような仲でございました。

それから、私、あと弁明が終わりましたら退席になるわけですけども、先ほどから申しております、資格がないのに入札に参加したということを、できれば西川議員、野瀬議員は、そのことをどう思われるのかということを述べて、ぜひ討論してほしいと思います。

以上でございます。

○建部議長 木村議員、除斥により退場を求めます。

(6番 木村議員退場)

○建部議長 これより、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 11番 西澤です。

この文面、先ほど木村議員が言われましたように、また、検察審査会への申立を求める意見書の提案のときにも非常に率直に木村議員が当時の状況、

そして、自分の心境の変化を述べていただきました。本当に私は評価をした いと思います。

私は当初から、この官製談合、当時は官製談合という確証は、私にはありませんでした。新聞の報道があり、そしてテレビを夜見ました。そして、その後、期間は忘れましたが、Y氏からそのテープを聞かせていただきました。そういう中で官製談合がされていたことについて、一つ一つ確証を深めてまいりました。

しかし、木村議員も言われましたように、一つ一つの事実を前にして、議員はどうあるべきかということを振り返りながら、また、自分の立ち位置を考えてこられたことについて、私は政治的な立場や、そしていろんな主張は全く異なりますが、その点については本当に立派なものだというように、私、思っています。そういう自分の心境をこの公開の場でお話をするというのはなかなか難しいことであります。そして、濱野議員とのやりとりを一つ一つ思い出されて、これが官製談合を仕組んだ側の一つ一つの言動だということにたどり着かれたわけです。

そこから見ますと、この決議案に書かれていることは、本当に悪意に満ちた文言ばかりであります。そういう点では、とても議員辞職に値しないということを述べまして、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

西川議員。

○西川議員 3番 西川です。

賛成討論をします。

木村議員みずからおっしゃいましたけど、宮嵜議員に関しまして、私、昨年の補欠選挙でやはり出てきたときは、清く正しくというような形での議会をめざすという話でいろいろとお話もさせてもらいながら当選してまいりました。そして、議会が始まりまして、当然宮嵜議員が刑事罰を受けられておりましたので、辞職勧告議案の提案者として出させていただきました。動議で出させていただきまして否決されましたが、そのときにも木村議員は推定無罪を、何でそんなあんたが言うんやという話でいろいろ言われましたけど、やはり私はそういう刑事罰を受けているような人がいてること自身おかしいだろうという形で木村議員と話したことがあります。

それから、宮嵜議員は、最後の最高裁まで上告されましたが、やはり収監されました。その辺で、最後まで木村議員は彼を全面的に支援されていました。やはり間違っていたんだなという形で私は思っておりますので、賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかに。

丸山光雄議員。

〇丸山光雄議員 この問題に、私、反対の討論を行います。

私はこの官製談合は100%あったと信じています。なぜなら、専門家である大津地裁の澤田正彦裁判官が、判断は非常に的確で、極めて灰色だということを言っておられました。やはりこの素人の人がどうのこうのと言うよりも、やっぱりこういういろんなことに携わっている裁判官までこういう気持ちで物事を言っておられます。それに、いろんなこと、例えばさっきから木村議員が言っているように、ランクでない浜野工務店の、濱野議員の、わざわざAランクに上げて落札したこと、それから、落札額がぴったりであったこと、どんぴしゃりであったこと、これらをふまえて官製談合は100%あったと信じております。ということで、私、反対の討論を終わります。

○建部議長 ほかに。

野瀬議員。

○野瀬議員 2番 野瀬でございます。

先ほど木村議員から指名がありましたので、濱野議員が入札したことについてということですけども、私は道義的なところでちょっと気になるところはございますけども、それについて問題があったというところでは考えておりません。ここに書かれてある案そのものについて私は賛成しますので、賛成の意見とさせていただきます。

○建部議長 これで、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案を、賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

木村議員の入場を許します。

(6番 木村議員入場)

〇建部議長 木村議員、先ほどの採決は賛成多数で、今の辞職勧告(案)が課 可決されましたので報告しておきます。

続きまして、発議第9号 事務局員 宝来正恵氏の議会への出向解除を要請する決議(案)を議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

○陌間事務局長 発議第9号 事務局員 宝来正恵氏の議会への出向解除を 要請する決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により

提出します。

平成24年6月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 金澤議員。

費成者 西川議員、同じく丸山恵二議員、同じく野瀬議員、同じく山田議員、同じく濱野議員。

以上です。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めますが、宝来正恵氏につきましては 職務があり、除斥はいたしませんので、このままで続行いたします。

それでは、提案者であります金澤議員からの提案説明を求めます。

金澤議員。

○金澤議員 事務局員 宝来正恵氏の議会への出向解除を要請する決議(案)。 今回、甲良町公共工事にかかわる百条委員会において、事務局員の数々の 疑惑や問題点が生じている。

1つ、平成22年5月31日、村田前局長が亡くなる前の参考人としての 入札のことはわからないと証言し、11月8日には一転して、4人の会話内 容であると証言している。

一般常識で考えても10日前の言動について陳述せよと言われてもほとんどが正確に記憶していないのが常である。この変わりようは誰かに教唆されているとしか言いようがない。公正を旨とする地方公務員としてふさわしくない行為は許せるものではない。

1つ、平成22年11月26日、当時の藤堂一彦百条委員長に、責任はわしがとるから議長印を押せと言われ押印したことは、服務規程に違反するものである。宝来事務局員の公平公正に欠ける行動や発言に対し、議会事務局員として正しい職務遂行を任せるわけにはいかない。

よって、宝来正恵事務局員の議会への出向を速やかに解除することを求める。

以上、決議する。

平成24年6月15日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 金澤博。

賛成者 西川議員、同じく丸山議員、野瀬議員、山田議員、濱野議員。 以上です。

- **〇建部議長** 金澤議員、これは甲良町長 北川豊昭様ですので、議長ではございません。
- ○金澤議員 間違えました。

- **○建部議長** 一応、それで訂正しておきます。
- ○金澤議員 ちょっと間違えました。すみません。

前も議会の中で議決されました。というのは、村田前局長が議会で議決されて、出向解除が議決されまして出向解除になりました。北川町長におかれましても、ぜひともこの議会で議決されましたら、その旨を十分理解していただきまして、このような手続をとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

- **〇建部議長** ただいまの提案説明に対して質疑はありますか。 丸山光雄議員。
- **〇丸山光雄議員** この問題で賛成者、丸山議員と言っていました。丸山とつく 議員は2人います。どちらかはっきりしていただきたいです。
- 〇建部議長 金澤議員。
- ○金澤議員 済みません。これは、丸山恵二議員です。
- **○建部議長** ほかに。 西澤議員。
- ○西澤議員 幾つか質問いたします。

1つは、3つ目のセンテンスのところです。一般常識で考えても10日前の言動について陳述せよと言われてもほとんど正確に記憶していないのが常であると言われています。この常であると断定している科学的な根拠があるのですか。つまり、1つのことを思い出したら、次々と20年、30年前の自分の暮らしや、自分のおふくろとのつながりなど、思い出してまいります。こういう点でも、10日前の言動について陳述せよと言われてもほとんど正確に記憶していないということを、何を根拠として言われているのか。これが1つです。

そして、1つの事実が明らかになる中で、実はこうだったんだということで全体像に近いいろんな事実解明がされていくことがありますが、金澤議員はどのように思われているか。これが2つ目です。

それから、最後のところに、平成22年11月26日のくだりでありますが、こういうことを責任をとらせる対象が間違っているんじゃないですか。 宝来氏にこういうことをやったというので責任をとらせること自体が間違いでありますし、当時、百条委員会で議決をされたことについて、議長が決裁をしなかったこと自体が大問題になっています。そのことについてどう考えますか。お答え願います。

- 〇建部議長 金澤議員。
- ○金澤議員 西澤議員が3点ほど、私に質問しましたけれども、1点目ですね。

科学的根拠ですね。人の記憶、これは毎日新聞を私はとっています。毎日新聞の中に、人の記憶というのは何日か前のことは何十%、すぐ忘れていく。これはどうして記憶を継続するということは、ずっと同じことを質問したり、同じことをやっていかなきゃ人の記憶に残らない。そういう毎日新聞の記事がありました。それを根拠に私は言っているんです。

2番目に、やはり全体像の中で解明とか言っていますけど、宝来書記が百条委員会の証人喚問のときに、初めと終わりと、全く全然違う。私が、あんた、これ、記憶、あまり覚えていませんとか、そういうことですとか、あいまいな証言をしておきながら、一転して、あなたの宮嵜議員と宝来証言は信用できる重要な証言だと言って回ってましたけれども、私が少数意見を出したのも一緒です。宝来局員と宮嵜発言は信用できない。というのは、初めのときの証人喚問の証言と、あとから大きく食い違っている。重点記録を見てもらったらわかります。

3点目ですね。これは、公務員であるのならば、やはりこれは押印することがいいのか悪いのか、議長の決裁を受けるのがどうかという、そういう判断ができなかったのか。幾ら藤堂一彦議員が責任をとるからと言っても、いや、ちょっとこれは議長に相談する。長年議会におって局員だったら、それぐらいの常識は、当然私は持っていると思っているんです。だから、そういう意味でこういう出向解除を求めたわけです。

〇建部議長 西澤議員。

○西澤議員 1点だけ再質問します。

1つのことがわかった時点で幾つも思い出すという事例を金澤議員はどう考えますかということです。この官製談合の件で、宝来氏と関係する問題で言えば、40万円のカット、こういうことから、そういう官製談合の打ち合わせを議会の事務局でしていたんだということがありありとよみがえってきたということがわかりますが、質問の角度は、1つのことがわかったことで次々とその事実関係がわかってくるということについては理解されますか。

〇建部議長 金澤議員。

○金澤議員 西澤議員。私は、百条委員会の調査委員会の運営の仕方が本当に公正公平であったかと聞かれたら、いや、それはなかったと。明らかに私が少数意見を言っても取り上げてもらえなかった。その中で今こういう発言をしていますけど、あなたたちは、これは官製談合ありきでこういう報告書を作成している。私は疑問点が、こういうことがないという前提のもとに証拠を出せ、確たる証拠もなしにこういうことをするのはおかしい。伊藤組も証人喚問しろ、町長も証人喚問して、なぜ5月ごろからこういう話があったのか、そういう話をすべて明らかにしながらこれから百条委員会をやっていき

たいということを申し上げても、あなたは何一つ応えてくれなかった。

- ○建部議長 金澤議員。質問の内容に答えてください。
- ○金澤議員 はい。それはあなたの見解ですので、あなたと私の見解の相違です、簡単には。
- **〇建部議長** 質問の内容の回答はないです。 ほかにありませんか。
- ○藤堂議員 事務局員の宝来正恵氏の件についてですけども、下の段に、百条委員会の私が、委員長の私が押印させました。していただきました。というのは、先ほど私のときにも申し上げたように、当時の議長は決裁をしてもらえない。決裁ができないならできないで、できない理由を付して、こういう、こうこう理由で決裁できないという、何もなしに何回電話してもろても、家まで行ってもらっても決裁がもらえない。そういう状況でありましたので、議長印を、公印を捺印していただきました。その決裁をできない、先ほど言いました、その責任はどうとられるんですか。
- 〇建部議長 わかりました。今の質問。
 藤堂議員。質問の意味がわからないみたいですので、もう一度最後の部分だけ。
- ○藤堂議員 議長決裁がしていただけなかった。そのために私が、それでは書類提出ができないというふうなことで、何回か足を運んでいただきましたし、電話もしていただきました。が、しかし、議長は決裁をされていなかった。そのことを言うておられます。そしたら、職務を遂行していない議長はどういう責任をとられるんですか。
- 〇建部議長 金澤議員。

藤堂議員。

○金澤議員 議長の決裁は、これはあなたと前山田議長の話の内容は違います。 前議長は、あなたに説明を求めたわけです、内容の。内容の説明を求めて、 内容を把握しなければ百条委員会から除斥されているから、内容を説明して くれと。そういう提案をしているのに、あなたはそういう提案を、押せ、押 せ、私はそういうように聞いています。だから、私は議長とあなたを呼んで、 宝来局員かどうかと詰め寄ったところ、あなたは、責任はすべて私にある。 名前を言いませんでした。しかし、後からいろいろ確認したところ、宝来局 員にあなたが強要し押させたと。こういうことが判明したわけです。

だから、あなたの責任は、先ほど私がここではっきり申しましたけれども、この件に対して、議長の責任とかいう問題ではないんです。私がなぜ宝来事務局員の出向を要請しているか。それはやはり先ほども言いましたように、長年議会の事務局におったならば、議長の公印をどんな理由があるとしても、

議長にお伺いを立てるのが当然であります。だから、それをあなたの、責任 は私が持つから押せと。こういうことに対して押したということに対して、 それを私は出向解除の要請をしているわけです。

- 〇建部議長 最後の質疑、木村議員。
- ○木村議員 初めから3行の部分でお尋ねしたいと思います。

村田前局長が亡くなる前の参考人として、入札のことはわからないと証言 し、一転、4人の会話内容であるとして11月8日に証言したというふうに 書かれております。

村田前局長と宝来氏とは、職員仲間だと聞いております。先ほども出ましたけど、私と宮嵜議員の親密な関係云々ということがありましたけど、親密であるかどうかは知らないですけど、心安い仲間だと、職員仲間だと聞いております。しかも、事務局の局長と事務員という立場だったと思います。この証言があって、その後、ずっと事務局を預かる2人として、いつまでかわかりませんよ。して、進んでおられた中で、一から十まであって、十までというのは忍びないというような思いがあったんだと私は思います。

ところが、私、村田家、故村田局長の家はよくわかりません。お母さんも 奥さんも娘さんも会ったことはないです。お葬式のときには会ったんですけ ど、話したことはないです。ところが、奥さんの、いわゆる彦根の宇尾町な んですけど、そこの近くに住んでおられる私のすごく知り合いがおられます。 それと娘さんは同級生という方が私の周りにおられます。それと、娘さんの だんなさんがブリジストンに勤めておられます。そこら辺の話を聞いたこと があります。だんなさんがブリジストンへ行って、そのだんなさんは、私は 知りませんよ。ところが、ブリジストンの連中は沢山知っております。その 方々が、修ちゃん、甲良町の議会には怖い委員会があるらしいなということ を言われました、私。そのとき、びっくりしました。何のことやと言うて。 そして、後々聞いてみましたら、金澤議員が百条委員会が殺しよったんやと いうようなことを言われたということが聞こえてきました。そんなばかなと いう思いがあったんだと思います。ですから、8日には一転して4人の会話 内容を証言したというふうに変わったんだと思います。

以上でございます。その点をどういうふうに思われるかを聞いてみたいです。

- ○建部議長 木村議員、ちょっと今の質問の要点が、金澤議員。
- ○木村議員 職員仲間だというポジションで、一から十までしゃべれなかった。 ところが、局長が亡くなられて、今言いましたように、百条委員会が殺しよったんやというようなことが聞こえてきたときに、そんなんはないであろうと。そんなことはないであろうということで一転をしたというふうに私は読

み取るわけです。その点についてどう思われますか。

- 〇建部議長 金澤議員。
- ○金澤議員 木村議員が何を聞きたいのか、まだあまり私は理解できていません。しかし、同僚議員として発言を、証言を控えたと。あなた、そういうふうにとっておられるわけですね。

しかし、官製談合疑惑の特別委員会は、やはり真実を追及する委員会です。 そのため、やはり自分で聞いたこと、見たことをそのまま証言するのが、これは証人の、彼女の場合は証人としては呼ばなくて参考人と呼んだわけですね。そのときにそういうことをはっきりと、私の質問にも答えてくれている。 というのは、あまり記憶にありません。何かそういうようなことを言っていましたとか、そういうあいまいな記憶だけでの証言だったんです。

そしたら、ここに書いていますように、11月8日に、局長が亡くなったら一転して、こういうことがあった、ああいうこともあったと。こういう発言をしている。だから、同僚議員をかばうなら、やはり初めからかばったらよろしい。しかし、なぜここで心境の変化があったのかですね。もうそれでよろしいですか。

- **○建部議長** 質問と答弁がかみ合いません。質疑はこれで終わります。 討論はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 ここの決議案に書かれています、宝来正恵氏に対する出向解除の 根拠、そして理由そのものが成り立たないということを述べたいというよう に思います。

この決議案は、宝来事務局員があまりにも核心を突いた証言を毅然と、堂々と行ったことが、官製談合はなかったと言い張っている議員が気に入らなかったというだけに過ぎないと私は確信をしています。彼らこそ公平公正であるべき議員の立場を汚しています。文書にありますように、一転してとありますが、家族ぐるみのつき合いをしていたと私は聞いています。かばう面もあったことが十分認められます。元村田事務局長がみずから命を絶った事態となり、この際、本当にあったことを、そして経験したことを話そうという気持ちがかたまっていったことが十分伺えられます。

また、正確に記憶をしていないのが常というようにありますが、百条委員会で明らかになったのは、40万円のカットなど、さまざまありますが、断片的な事実から事務局内での官製談合の打ち合わせをしている。していたんだということが、そういう一部の事実から全体像がわかってくる経過が私にもわかります。それがここにあります11月8日の宝来証言であります。こういう点を非常にリアルに宝来事務局員は証言をしていただいております。

さらに、最後にあります点では、当時、山田議長がされていましたが、宝来事務局員に責任をなすりつけることはできません。公正な運営を進めて百条委員会が正常に事実関係を明らかにしようという中で、執務を執行したに過ぎませんし、そういうことに尽力を傾けたというのが彼女の仕事の内容でありますので、出向解除には全く当たらないということを申し述べたいと思います。

以上です。

- **○建部議長** ほかに討論はありませんか。 濱野議員。
- ○濱野議員 4番 濱野です。

賛成討論をいたします。

私は、すべてがわかってございます。最終的には何か事務局で4人が電卓をたたいて合議を交わして、そこで官製談合が行われたと。40万が何か、85%が何かだと、宝来証言は大変話題を呼びました。全くその事実はありません。電卓をたたいたときを私も山田議員と振り返って見ました。そんな事務局で電卓をたたくようなことはめったとありません。それで、長い時間2人で考えていたら、どうもあのときに村田局長が制限価格の出し方が変わったことの説明を教えてくれんかということで、1,000万を例えに1,000万の場合だと直接工事費が、建築の場合は約850万あって、間接工事費、一般管理費が何ぼあってとかというようなことでお話をいたしておりました。そうした事実が、すべて事実商品もございます。まさしくそれを電卓をたたいて事務局で官製談合が行われたというような話のすりかえに変わっているようでございます。

いずれにしても、最終的な金額をどうもお決めになったのは入札の前日ぐらいにお決めになったというようなことで、前町長と何名かの職員で決められて、金庫に保管をされてあったというような、議事録等々を拝見しますとそのようなことでございます。

入札の直前日に最終的な金額が決まってあるのに、それがなぜひと月もふた月も前に先走って、40万が何がやとか、85%が何やとか、そんな話がなぜそんな時点で上がってくるというのが、全く信じられません。本当に私も人間関係上の詳しいことはよくわかりませんけれども、村田局長が亡くなられたときに、当時の議長と本当に事務局へすぐ駆けつけました。一体何やったんやと。山田議長の、当時の、宝来局員に聞くと、正副議長の知らんことや、昔のことが原因やという開口一番、発言がございました。

- ○建部議長 濱野議員、討論、要点をまとめてください。
- ○濱野議員 はい。そのようなことで、本当に何かほかに変な力が働いて、誰

かに教唆をされてそのような証言に踏み入ったのかなというふうに私は思っております。

いろいろと印鑑の問題等々も含めまして、きわめて事務局員としてふさわ しくないということを述べさせていただきまして、賛成討論といたしたいと 思います。

- **〇建部議長** ほかにありませんか。 藤堂議員。
- ○藤堂議員 私は反対討論をさせていただきます。

この大きな事件、甲良町としては大きな事件です。前局長が亡くなり、痛ましい事件であったというふうに思います。その大きな事件を一職員になすりつけようとする、そのことが私はあかんのと違うかなと。なぜもっとこの事件を解明しようとする努力を何でしないのかなという思いでいっぱいでございます。反対討論といたします。

- **〇建部議長** これで、討論を打ち切ります。特にありますか。 山田議員。
- 〇山田議員 10番 山田です。

私、宝来職員には本当に議長時代からお世話になって、忍びがたいんです けども、賛成討論をさせていただきます。

私が議長を就任させていただいてから、いろいろと協力いただいていたんですけども、村田局長が亡くなってからは、私たちに対しての態度、そして、いろんな形で議会であったことを、本当にどのようなことがあったのか、私も記憶にないんですけども、記憶がないというのはほかのことなんですけども、違う形で発言されているということを、私は本当に不思議でなりませんでした。私は百条委員会の中でも説明を受けていたんだと。官製談合じやなしに談合の内容を、要綱を説明を受けていたんだと。そこへ幾らかの数字は出てきます。それを私は幾ら言っても皆さん信用していただけませんでした。そういうことは検察の方にも申しましたし、いろいろ証拠のものも、私、ありましたので、出てきましたので持ってきました。検察に持っていきました。そしたら、検察は、それは間違いないだろうというようなことでお聞き取りをいただきました。

先ほどから西澤議員らも、事務局内での不可解な打ち合わせ、宝来局員の 証言が重要なことだとおっしゃられていますけども、それを覆すようなもの は、私は持っております。今は提出できませんけども。それは検察に提出し てあります。

よって、私はその証言が事実では全くないと。私が幾ら百条委員会で説明しても、宝来さんも聞いてくれなかった。そういう経緯もございます。それ

から、私は事務局へはほとんどといっていいほど近寄っておりません。どこで揚げ足を拾われるかわからない。そんな不安の中、事務局が存在していいのでしょうか。私はこれから事務局が皆さんの相談に乗れる、議員活動が本当に円満にいくような組織でなければ、人材でなければならないと考えておりますので、この要請決議には賛成討論といたします。

〇建部議長 これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

以上です。

本決議案に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本決議案は可決されました。

これで、追加日程につきましては、すべて終了いたしまして、本題に戻る んですが、お願いをしておきます、1つ。

この提案は、朝一じゃなくて、せめて前の日にこの発議は提出を願いたい。 それと、内容はすべて平成21年、22年の出来事でございます。それがな ぜ今24年の今になってこの発議が出てくるのか。少なくとも23年度中に はこういう性質の発議は出てきてもいいと思うんですが、今になったのはな ぜかという疑問が残ります。

それでは、次に、本題の日程第4でございます。議員派遣について、議題 ……。

〇山田議員 今の議長のお言葉なんですけども、この告訴の書類が、訴えが返ってきたのが今年度の4月12日。今年度に返ってきました。それだから、 我々は司法が判断をしていただいたということでこのような書類を提出させていただいた経緯でございます。

以上です。

○建部議長 これは司法の判断と言いますが、検察が不起訴処分にしたことに対して審査会の申し立てとかがありますけども、しかし、内容的には、その司法から返ってきた内容じゃなくて、その当時のことの内容ばかりがここに列挙されていますから、やはりその時点からそういうことがあったのなら、せめて23年度ぐらいにこの話が出るのならいいんですけど、ただ不起訴処分という、不起訴という、それが検察から返ってきたというか、そういう判断があったから今これをそれぞれの4人に対して、また事務局職員に対しての辞職勧告なり、出向をかえよというような、そういう発議が今出てくるというのは、これはもともとの話はもう既に過去の話というふうに私は思いま

す。

というのは、その時点で本来、既に過去に議会の中で論議がされて、いろいろとこの問題については昨年もやられてきていることなんです。ただ告発したのも1回だけなんです。それを今5回とか、再三にわたりとか書いていますけど、甲良町も町民有志も、告発したのは1回、議会も告発したのは1回です。それなのに何回も告発されて、それがことごとく司法で外されている、けられているというような、そういう内容のものであるので、これは司法の判断はどうであれ、それが出てきてからそれを蒸し返して、それにひっつけて辞職勧告だ、職員の出向を取りやめよというのは、これはやはり私は、少なくとも提出は前日までに、内容ももう少し吟味をしてほしかったということを申し述べておきます。

(「議長」の声あり)

〇建部議長 ちょっと待ってください。私、山田議員、今、議事進行で言った からそれを言っているんですけど、今その意見で議論するときじゃないです から。

本題に戻ります。

会議規則第121条の規定によりましてお手元に配布いたしておきました 文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第5 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを 議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

〇北川町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6月8日に開会をいたしました6月定例議会、本日が最終日でございまし

て、その間、約1週間余り、一般質問を含め、大変いろんなご意見をいただきました。報告が4件、承認が5件、議案が3件、同意が1件、議案の1件は、本日ご承認をいただきました以外は初日にすべてご承認をいただきました。ご理解をいただきましたことに厚く御礼を申し上げたいと、このように思います。

今日は最終日でございまして、少なくとも2時間もあれば本会議は終わるのかなというような予測をしておりましたが、いきなり発議が出てきました。 私もびっくりをしておりますが、検察審査会への審査を求める意見書、これは事前に聞いておりました。

今回、甲良町を二分する大変な事件が、平成21年9月ごろから今日まで、非常に長い期間にわたって議論もされ、いろんなうわさも出てまいりました。

平成22年8月、私は町民の皆さんに向けて、広報の中で話をさせていただきました。これは、平成22年3月9日に、官製談合疑惑についての百条委員会を設置するということが議決をされました。そのことによって調査特別委員会がスタートし、その中で順次関係者を呼んで調査をされました。そのことについて町民の皆さんは、不安もあり、疑心暗鬼もあった。その中で、私は8月の広報で、行政としては現在委員会の調査の推移を見守るだけしかありませんと、私が答えることではないということを広報の中でお知らせをしました。

そして、百条委員会の調査が終了して、調査結果が出た中で行政対応をするということをコメント発表いたしました。それで、調査委員会が終了して、 そして、結果として意見書は告訴をせえというようなことに決定をいたしま した。それを受けて私は、官製談合疑惑について告発をする。これは司法に すべて判断を任せるということで告発をいたしました。

その結果、この4月12日に、検察の方から三席検事、海津検事の方から不起訴の通知が弁護士さんを通じて手元に届きました。したがって、今日はそれに対して検察審査会にということで発議がされましたが、今後は私どもの顧問弁護士もいらっしゃいます。したがって、十分にその中で顧問弁護士さんのご意見を聞きながら、最終的には判断をさせていただきたいというように思っております。

できるだけ議員仲間同士、いわば同じかまの飯を食う仲間、いつまでも張り合うていては、甲良町の町民が安心して暮らせない、そういう不安もございます。一日も早く皆さんが和気あいあいで議会活動、議会運営をしていただけることを特にお願いをしたい、このように思います。

6月の議会は終わりました。9月までの間、また3カ月ございます。7月はまたいろいろと行事もございます。この7月は婚活のプログラムを組ませ

ていただきました。7月15日です。そして、その日は江州音頭フェスタ、これがせせらぎの里こうらで開催をされます。戻りますが、7月3日はこの場で中学生の議会も開催をします。議員の皆さんもできるだけ多く参加をしていただきたい。そして、7月28日、今年は29回目を迎える夏まつり。運動公園から役場の駐車場に引っ越してきて4年目になります。少し中心部に移って定着したかなというような思いもしておりますので、議員の皆さんもできるだけ多くご参加をいただきたい。

そういうことによって町民の皆さんと意思疎通を図り、コミュニケーションを図り、ともどもに甲良町が行政と議会、しっかりと連携をとりながら是は是、非は非ということで意見も言ってもらいながら、この甲良町のまちづくりにともどもに頑張っていただけることを期待も申し上げまして、大変長時間でご苦労さんでございました。

これをもって閉会のあいさつとさせていただきます。ご苦労さんでした。 **〇建部議長** これをもって、平成24年6月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後3時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署名議員木村修

署名議員藤堂一彦